

令和7年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和7年3月12日(水)

東洋町議会

余 白

令和7年第1回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和7年3月12日(水) 午前9時00分宣告

出席議員(8名) 議長 福島 登 君 副議長 廣田 斎史 君
1番 大坪 千倫 君 3番 安岡 良仁 君
4番 高畠 俊彦 君 5番 武山 裕一 君
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁 君
副町長	伊吹 真貴博 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	近藤 真人 君
総務課長	築地 仲音 君
税務課長	北川 晃彦 君
産業建設課長	大坪 靖幸 君
教育次長	田岡 いずみ 君
住民課長	生松 克祐 君
住民課長兼地域包括 支援センター事務局長	手島 憲作 君
総務課長補佐	足達 善亮 君
税務課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
住民課長補佐	奥村 忍 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君
欠席執行部(1名) 住民課長補佐	田岡 伊織 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 小池 昭平
事務局書記 廣田 知美

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 3番 安岡 良仁 君 4番 高畠 俊彦 君

令和7年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

令和7年3月12日(水) 午前9時開議

- | | | |
|--------|-------|---|
| [日程第1] | 議案第1号 | 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて |
| [日程第2] | 議案第2号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第3] | 議案第3号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第4] | 議案第4号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第5] | 議案第5号 | 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することについて |
| [日程第6] | 議案第6号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第7] | 議案第7号 | 東洋町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第8] | 議案第8号 | 東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて |

[日程第9]	議案第9号	東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
[日程第10]	議案第10号	東洋町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
[日程第11]	議案第11号	宮ノ西運動広場の設置及び管理に関する条例を廃止することについて
[日程第12]	議案第12号	令和6年度東洋町一般会計補正予算(第7号)を定めることについて
[日程第13]	議案第13号	令和6年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を定めることについて
[日程第14]	議案第14号	令和6年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
[日程第15]	議案第15号	令和7年度東洋町一般会計予算を定めることについて
[日程第16]	議案第16号	令和7年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
[日程第17]	議案第17号	令和7年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
[日程第18]	議案第18号	令和7年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
[日程第19]	議案第19号	令和7年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
[日程第20]	議案第20号	令和7年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて

[日程第21]	議案第21号	令和7年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
[日程第22]	議案第22号	令和7年度東洋町下水道事業会計予算を定めることについて
[日程第23]	議案第23号	令和7年度東洋町簡易水道事業会計予算を定めることについて
[日程第24]	議案第24号	東洋町白浜海水浴場海上遊具等備品購入契約の締結について
[日程第25]	議案第25号	野根辺地総合整備計画の策定について
[日程第26]	発議第1号	東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会設置に関する決議について
[日程第27]	発議第2号	臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める意見書
[日程第28]	発議第3号	精神障がい者保健手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療費への助成制度(重度心身障害者医療費助成制度)への意見書
[日程第29]		議員派遣について
[日程第30]		閉会中の継続審査・調査の申し出 (1)総務教育民生常任委員会 (2)産業建設常任委員会 (3)議会運営委員会 (4)東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会
[日程第31]		一般質問

議事のでんまつ

議長	(福島 登 議長) 皆さんおはようございます。 ただいまの出席議員は全員であります。 よって、定足数に達しております。 これより、令和 7 年第 1 回東洋町議会定例会を開きます。 (再開時間：9 時 0 0 分) 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、条例 1 1 件、補正予算 3 件、当初予算 9 件、その他 5 件、議員派遣 1 件、閉会中の継続審査・調査の申し出 4 件の計 3 3 件、それと一般質問であります。 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。 まず、3 月 6 日に予算審査特別委員会を開催し、その報告書が届いております。 次に、本定例会で付託を受けた、2 件の意見書の取扱い並びに継続審査となっておりました、1 件の意見書の取扱いについて、総務教育民生常任委員会から報告があり、「臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める意見書」及び「精神障がい者保健手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療費への助成制度（重度心身障害者医療費助成制度）への意見書」は採択。「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」は不採択との報告でありました。 次に、この度、故西岡尚宏さんがその功績を認められ、旭日単
----	---

町長	光章の叙勲を授与された事を、謹んでご報告申し上げます。 また、昨日３月１４日は東日本大震災から１４年目を迎えました。被災されたみなさまにお見舞いを申し上げますと共に亡くなられた方に対しまして、哀悼の意を捧げると共にご冥福をお祈りを申し上げます。 以上をもって、諸般の報告を終わります。 日程に入ります。町長から発言の申し出がありましたので、これを許します。長崎町長。 （長崎 正仁 町長） おはようございます。 令和７年度の東洋町議会第１回定例会の会期中に大変恐縮でありますけれども、議員各位をはじめ町民の皆様方にお詫びを申し上げます事案が発生いたしましたので、この場をお借りして御報告をさせていただきたいと思います。 御手元に行政報告という資料がございますので御覧ください。 御報告する内容ですけれども、徴税業務の不適切事務についてであります。 本年度第４期分の固定資産税で、口座振替による納付日は、２月２８日であるところ、担当部署である税務課がこの口座振替業務を失念したため、２８４件、２４１万６６００円が期日までに口座引き落としができなかったものであります。 通常の口座振替事務は、課税月の期限までに各種税の担当で口座振替の事務処理をし、最終的に課長補佐が全ての課税を一括して事務処理をする流れとなっております。 今回の件が発覚したのは、口座引き落とし日の２月２８日でそ
----	--

の原因は担当職員の失念と、課長補佐の確認漏れのうえ、担当課長の指導監督が行き届いていなかったこともありまして、税務課内での連携がとれていなかったということにあります。

その対象者、252名へのお詫びの文書を郵送するとともに、各金融機関と最短の口座振替の交渉を行いまして、3月5日には、固定資産税第4期分の全件全額の手続を完了し、納税に関しましては事なきを得ております。

今後の対策としましては、定期の事務でありまして課員の誰もが気づかなかったということから、担当任せではなく、各種税金の口座引き落としの業務に確認欄を入れる、また、最終確認を税務課長にすることでチェック機能を強化することで改善するよう、見直しを図っております。

このたびの多くの納税者に御迷惑をおかけをしましたことから、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に当てはまるのかを職員懲戒委員会へ諮問をしましたところ、今回の事案は信用失墜行為や非違行為にはあたらず、対象職員は日頃の業務姿勢が良好であること、先ほど御報告しましたとおり発覚後の対応も考慮し、懲戒処分ではなく、訓告以下の処分が妥当であるとの答申書が3月7日に提出がありましたので、この答申を尊重しまして同日付で対象職員3名に対し、副町長から口頭での嚴重注意処分を科したところであります。

本町では過去長年にわたり、税金の徴収率が県下最下位であったことから、平成28年度からは納税の強化を図り、これまでの行政報告でも申し上げましたとおり、おかげさまで町民の皆様方の納税に対する意識が向上し、納税状況は県下でも優良とされているところであります。

この状況を当分の間維持していきたいという思いからも、小規

議長	模自治体には存在しない税務課という税のみを取り扱う単独の課の設置を存続しており、引き続きの納税の義務と納税者間の公平性の維持に努めております。 そのような矢先、今回の事案は町民の皆様方に対し、納税を課す立場にありながら、不適切な事務によって役場業務への不信感につながりかねないこととなってしまいましたことを遺憾に思うところであります。 私たち役場の職員は、町民の皆様方から納められる税金から給料や報酬を支払い、そしてまた各種のサービスを行っておりますことから、役場の信用信頼性を確保するためにも、納税事務は慎重かつ適正に事務執行することを肝に銘じ、今後このようなことが二度と起こらないような体制を構築してまいります。 納税者の皆様方に、ご迷惑をおかけしましたことに対し、深くお詫びを申し上げ、事のてん末の御報告とさせていただきます。 このたびは、大変な御迷惑をおかけしまして大変申し訳ございませんでした。 (福島 登 議長) 日程に入ります。 日程第１、議案第１号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについての件を議題とします。 質疑・討論については、本会議で提出されたすべての議案に対し、１人１時間以内、答弁時間も１時間以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第５４条の規定により、発言は
----	--

すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べることをできないことになっております。

なお、その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により、注意し、従わない場合は、発言を禁止します。それでもなお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止、または、議場外への退去を命じます。

なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上、挙手願います。反問も制限時間に含まれます。

これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分に気をつけてください。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論について、まず、本会議で提出された、すべての議案に対し、議題となっている、問題に対する、自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を、他の議員に賛同させることであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 1 号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 2 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 2 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 3 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 3 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 4 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第5号、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 6 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 7 号、東洋町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 7 号、東洋町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

3 番議員

日程第 8、議案第 8 号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が 1 件ありましたので、これを認めます。

3 番、安岡良仁君。質疑を始めてください。

(安岡 良仁 議員)

おはようございます。

それでは私のほうから、2 点ほど御質問をさせていただきます。

議案第 8 号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、現在県内の国保料税水準の在り方については、県と県下の市町村の間で検討、議論がされております。

その中で、被保険者の減少や国保の 1 人当たりの医療費等の増加、また医療費や保険料水準の地域差など、いろんな課題がございます。

県内のどの市町村に住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ国保税となるように、5 年後、令和 12 年度には高知県内の統一保険料水準を目指しております。

これに伴い、本町でも今回、東洋町国民健康保険税条例の一部改正が提案をされております。

それです 1 点目質問をさせていただきます。

この保険料の統一により、現在、保険料、税が高い地域では、税負担が軽減をされます。低い地域では、税負担が増加をされることになります。今回の改正で同じ所得で同じ世帯構成の場合、国保税の住民負担がどれくらい増加するのか。

	先般の議会での説明資料で、二つの事案等、改定前、改正後の保険税のシミュレーションを頂きましたがちょっと内容的に複雑な部分もありますので、平たく言えば、今回の改正で基準総所得金額が200万円の2人世帯の場合、現在の税率で算出した国保税と、今回引上げられる税率に置き換えた場合、令和6年度の交付税はいくらで、いくら増額され、改正後の保険料はいくらなのか。 またもう1点、普通徴収ベースで試算した場合、1期当たりどれほど交付税が引上げられるのか、御質問いたします。
議長	(福島 登 議長) 北川税務課長。
税務課長	(北川 晃彦 税務課長) 先ほどの件につきまして、大変申し訳ございませんでした。 今後このようなことのないよう、業務に取り組んでまいります。誠に申し訳ございませんでした。 それでは、安岡議員の質疑にお答えします。 所得金額が200万円の40歳以上の現役世代の2人世帯の場合、改正前ですと年間28万6千円、改正後では31万700円となり、2万4700円の増額となります。 また、1期当たりになりますと、年間8期ありますので、8で割って1期当たり約3087円の増額となります。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) 答弁頂きました。200万円の2人世帯、40歳以上で2万4700円引上げになるということですが、これ最終的に令和12年度に高知県内の保険料水準が統一されるわけですが、現時点の推計税率で試算すると、令和6年度の国保税と令和12年度の国保税を比較したら、先ほどの所得金額200万以上の方では国保税がいくら上がるのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 安岡さん、再問ですよね。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問です。
議長	(福島 登 議長) 北川税務課長。
税務課長	(北川 晃彦 税務課長) 安岡議員の再問にお答えします。 同じ条件で令和12年度に予想される高知県の標準保険料率で計算しますと、年間43万4600円となり、改正前と比較しますと、14万8600円の増額になります。また、1期当たりで換算しますと、約1万8575円の増額になります。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) それでは最終的には令和 1 2 年度には、今現在 2 0 0 万円で国保税を払っている方は、1 4 万 8 6 0 0 円上がるということによってよろしいですね。 それでは 2 点目の質問に移ります。 本町では、令和 1 2 年度の保険料水準の目標に向けて、段階的な税率の引上げも含めて、今後どのような改定、また取組みを行っていくのか、お聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 北川税務課長。
税務課長	(北川 晃彦 税務課長) 安岡議員の質疑にお答えします。 令和 1 2 年度に急激な改正とならないよう、今回の改正と同じように、令和 1 2 年度までの期間を均等に割った平均の税率で調整し、令和 1 2 年度まで、毎年同じような割合の税率で改正していきたいと考えております。 また、令和 8 年度に県の保険料率の見直しが行われる予定ですので、その結果を参考にして、本町も他町村の動向を見ながら調整していきたいと考えております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 他市町村の状況を見極めて検討するという答弁を頂いたんで

議長	すけども、この保険料の税率については、令和５年度に１回引上げをしております。今回、令和７年度に国保税の引上げが行われるわけですが、この令和１２年度の保険料水準に向けて、段階的に、今現在でいいですので、何回に分けて本町の国保税の税率を引上げていくのか、分かれば答弁をお願いします。 （福島 登 議長） 再問、はい。 北川税務課長。
税務課長	（北川 晃彦 税務課長） 安岡議員の再問にお答えします。 今年が７年、８、９、１０、１１、１２、毎年なので６回を予定しております。以上です。
議長	（福島 登 議長） ３番、安岡良仁君。 安岡さん、再々問ですか。
３番議員	（安岡 良仁 議員） そうです、はい。まずちょっと答弁の、今税務課長から答弁があったんですけども、令和７年度から平成１２年度まで毎年国保税の引上げを行っていくということによろしいですか。 はい。次にもう１回再問いたします。 今回、国保税の引上げで、基本７４歳までは国民健康保険、７５歳から後期高齢者保険に移行されますが、今回の国保税の税率の引上げによって、後期高齢医療保険には影響がないのか

議長	(福島 登 議長) 安岡さん。再問は答弁に対する再問ですよ。 再問の範囲を超えちゃうと思います。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) ほないいです。 (自席より、発言あり)
議長	(福島 登 議長) いや、答弁に対する再問なんで、ちょっと超えちゃうと思います。 3 番、安岡良仁君の質疑が終わりました。 他に質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いやー、安岡さんありがとう。全然分からなんだ。ありがとうございました。 我々、低所得者の住民さんにとっては大変なことになります、これはね。これぐらいの金額が上がって行って、高齢化していったら特に変わっていくと思います。

議長

こういうことをね、もっとやっぱり住民さんによく知ってもらって、よう協議の上でこういうことは決めていかないと、我々議会も、本当にこれは今回はええ勉強になりました。ありがとうございました。

こういうことでね、これは私はもう一旦これは停止しといて今回はね、新たにもういっぺん再検討することを求めて反対討論とさせていただきます。

(福島 登 議長)

7 番、田島毅三夫君の反対討論が終わりました。

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 8 号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(自席より、議長、人数を言ってください。との発言あり)

日程第 9、議案第 9 号、東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 9 号、東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 10 号、東洋町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第１０号、東洋町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１１、議案第１１号、宮ノ西運動公園の設置及び管理に関する、すいません、もう一度言います。

宮ノ西運動広場の設置及び管理に関する条例を廃止することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第１１号、宮ノ西運動公園の、すいません、間違えました。運動広場の設置及び管理に関する条例を廃止するこ

3 番議員	とについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 2、議案第 1 2 号、令和 6 年度東洋町一般会計補正予算、第 7 号を定めることについての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑の通告が 2 件ありましたのが、田島議員の質疑については一般質問に切り替えましたので、この質疑については 1 件となっております。 これより質疑を行います。 3 番、安岡良仁君。質疑を始めてください。 (安岡 良仁 議員) 議案第 1 2 号、東洋町一般会計補正予算、第 7 号を定めることについてお聞きをいたします。 P 4 ページの繰越し明許費第 4 表の件でちょっとお伺いをいたします。 6 款商工費、1 項商工費の野根地区公衆トイレ整備事業、2 3 7 万 6 千円についてお伺いをいたします。 これ当初予算で、設計監理料 1 1 2 万 2 千円、工事請負費 1 4 1 5 万 7 千円が計上されておりました。今回の補正予算で野根地区公衆用トイレ整備工事 1 4 1 5 万 7 千円を全額減額補正がされております。 この繰越明許費で計上されている野根地区公衆用整備事業 2 3 7 万 6 千円の内容についてお伺いをいたします。
--------------	---

議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の質疑にお答えします。 予算書の１１ページ、第４表繰越明許費に計上させていただいております、野根地区公衆トイレ整備事業２３７万６千円につきましては、公衆トイレ建設に係る設計管理委託費を翌年度に繰越しして使用させていただきたく計上をさせていただいております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ３番、安岡良仁君。
３番議員	(安岡 良仁 議員) もう深くは質問いたしません。 次にＰ２２ページ、６款商工費、１項商工費、２目観光費についてお伺いをいたします。 野根地区公衆用トイレ整備工事については、今年の３月議会で、令和６年度の当初予算として、議決された予算であります、事業に着手せず、今回、工事請負費を全額減額をしております。 今回新たに令和７年度の予算に倍額の予算が計上されております。予算説明では、トイレと休憩所の複合施設に変更し、新たに令和７年度に予算計上するとの説明がございました。 なぜ昨年３月に当初予算で計上された事業が実施されず、１年放置し、令和７年度まで引き延ばされた理由、また経緯について

議長	て、明確な説明を求めます。 (福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の質疑にお答えします。 令和５年度の地区懇談会におきまして、野根地区には歩き遍路の方など、誰もが利用できる公衆トイレが必要ではとの要望がなされました。トイレ建設に向け、早期に着手できるよう、関連費を計上させていただいた中、建設場所について、国道５５号沿いの土地を候補地として検討してまいりましたが、適地を確保することが困難となりました。 このことから４月中旬、旧国道に面した町有地に建設することの方針を変更しまして、進めていたところ、野根地区婦人会の総会で、福祉バスを利用されての通院や買い物をする方が、帰りの便を待つ場所がないとの御指摘を受けまして、公衆トイレと待合場所も兼ねた施設整備と計画変更したところであります。 また、一度目のトイレ等建設設計の入札を９月に行いましたが不落となったことから、設計監理の委託業者の決定に１０月下旬になったことや、設計を進めていく上で工事費の見直しが必要となったため、令和６年度予算額を一旦、不要額とさせていただきまして、改めて令和７年度当初予算に建設費用を計上させていただいた次第でございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ３番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、よく分かりました。 次、質問に移ります。P 23 ページの、土木費、5 項住宅費、1 目住宅管理費についての 28 節繰出金、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金 4 1 1 3 万 6 千円についてお伺いをいたします。今回、一般会計で住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金 4 1 1 3 万 6 千円が計上されておりますが、受け入れる特別会計の予算措置がございません。 令和 6 年度の当初予算、住宅新築資金貸付事業の特別会計を見ると、一般会計からの繰入金が計上され、一般会計では繰出金の予算措置がされていない状況であります。 なぜそういった会計間事務になったのか、詳細な説明を求めます。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) おはようございます。 安岡議員の質疑にお答えいたします。 この件につきましては、単なる失念でございます。令和 6 年度当初予算作成時には、一般会計に計上することは認識しておりましたが、その後すぐに失念し、12 月の定例会後まで完全に失念していた次第でございます。ここにお詫び申し上げます。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、よく分かりました。 二つ目の質問に移ります。 この住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金、4 1 1 3 万 6 千円の予算内容というか、予算内容の説明を求めます。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質疑にお答えをいたします。 これは、この会計の開始から、事業費などの不足分を繰り入れるものでございます。 ちなみに、この住宅新築貸付事業費については、償還金をもって運営するものでございますが、貸付者の財力などで不納欠損処理を実施しておりますので、徐々に不足しております。で前年度繰上充用金では、次第に不足する事態となって一般会計で繰り入れるということになります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 次の質問に移ります。

議長	予算書の２３ページ、７款土木費、７項土地対策費、１目地籍調査費、１２節委託料、地籍調査業務委託料１２００万円の減額についてお伺いをいたします。 当初予算で地籍測量業務委託料３３５１万７千円が計上されておりましたが、今回１２００万円減額補正されております。この予算の減額の理由を求めます。 （福島 登 議長） 大坪産業建設課長。
産業建設課長	（大坪 靖幸 産業建設課長） 安岡議員の質疑にお答えします。 この地籍調査事業につきましては、国・県補助金を活用し事業を進めているところですが、令和６年度当初予算では、調査対象地区を名留川地区、相間地区周辺の７８ヘクタールを調査範囲とし、事業費ベースで約３７００万円国に要望しておりましたが、国からの内示が、事業費ベースで約２４００万円となったことから、補助金交付相当額となるよう、調査範囲を縮小したため、地籍調査委託料１２００万円を減額し、併せて歳入では国庫支出金９６０万円を減額させていただいております。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） ３番、安岡良仁君。
３番議員	（安岡 良仁 議員） 減額の理由はお聞きをしたんですけれども、令和６年度は名留

	川、相間地区を測量業務をやると答弁があったんですけども、この１２００万が減額されたということは、どちらかの名留川か相間が、次の年度に繰り越されるということでしょうか、お伺いします。
議長	（福島 登 議長） 大坪産業建設課長。
産業建設課長	（大坪 靖幸 産業建設課長） 安岡議員の再問にお答えします。 名留川地区のほうを調査範囲を縮小をしております。ですので令和７年度引き続き残った調査区を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） ３番、安岡良仁君の質疑が終わりました。 他に質疑はありませんか。 （なしとの声あり） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島 毅三夫 議員） 今そういう説明いただきまして、びっくりしております。 あのですね、課長から、間違った説明をしたということで謝罪

議長	がありました、これは勤勉手当なりに査定されていますか。私が聞いた範囲では出ていない。こういうことがなぜされないのか、そういうことを含めて、この私は問題については賛成できません。反対いたします。 （福島 登 議長） 7 番、田島毅三夫君の反対討論が終わりました。 次に、賛成者の討論はありませんか。 （なしとの声あり） 次に、反対者の討論はありませんか。 （なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第 1 2 号、令和 6 年度東洋町一般会計補正予算、第 7 号を定めることについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 3、議案第 1 3 号、令和 6 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第 4 号を定めることについての件を議題とします。これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （なしとの声あり） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。
----	---

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 13 号、令和 6 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第 4 号を定めることについての件を挙手により採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 14 号、令和 6 年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算、第 1 号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしとの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

予算審査特別委員会委員長	これより、議案第１５号、令和６年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算、第１号を定めることについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第１５、議案第１５号、令和７年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を議題とします。 本案については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査結果について委員長の報告を求めます。 安岡予算審査特別委員長。 （安岡 良仁 予算審査特別委員長） 予算審査特別委員会より報告をいたします。 ３月６日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた令和７年度東洋町一般会計予算について審査を行いました。 質疑の主な内容を報告をいたします。 なお、質疑の詳細については報告書を御参照ください。 まず歳入について報告をいたします。 まず、前年度より地方交付税が減少した理由についての質疑があり、光ケーブル整備事業の起債償還が終了し、交付税で措置されていた分が減少したことにより、予算減額になっているとの答弁がありました。 また、令和７年度末の基金の残額についての質疑があり、残高は令和７年１月末で１２億３千万であるなどの答弁がございました。
---------------------	---

続いて歳出について報告をいたします。

まず、総務費では、旧野根隣保館分館解体工事 3 2 0 万円についての質疑があり、国道沿いにある旧隣保館分館の建物が周辺地域に危険が生じることから、今回取り壊し工事の予算を計上している。

また、東洋町特定地域づくり事業協同組合補助金 1 0 3 3 万 6 千円について、事業内容及び増額の理由についての質疑があり、この組合に労働派遣事業や移住相談を実施してもらうための補助金である。増額については、組合の職員の増によるものであるなどの答弁がありました。

次に民生費では、結婚生活支援事業補助金 3 1 5 万円の内容についての質疑があり、新婚世帯に引っ越し、家賃、家のリフォームなどの費用を補助する予算を計上しているなどの答弁がありました。

次に、衛生費では、真砂瀬地区飲料施設整備事業実施設計委託料 1 1 2 9 万 7 千円について質疑があり、真砂瀬地区において地下水から汲み上げる施設を整備するための設計委託料として予算計上しているなどの答弁がありました。

次に、農林水産業費では、魚自動選別機 2 0 1 3 万円の内容についての質疑があり、野根漁協で使用している魚選別機に不具合が生じてきたことから、今回、新たに購入する予算を計上しているなどの答弁がありました。

次に商工費では、白浜地区に設置するグランピング整備事業委託料 6 1 0 0 万円の事業内容についての質疑があり、グレードの高いキャンプ場を整備し、より幅広く観光客を呼び込めるような施設を設置する予算である。整備場所は白浜海水浴場にある避難タワーの横にドーム型テント 3 基、サウナなどを整備する計画で

議長	ある。 また、自然休養村管理センター改修工事１億９４４８万円の工事内容についての質疑があり、１階では休憩室、厨房、温浴施設のサウナの改修など、２階では子どもの居場所を設置する予算であるなどの答弁がありました。 次に、土木費では、地方特定道路整備事業費県負担金、県道甲浦インター線２８８万円の予算内容についての質疑があり、県の負担金事業であり、場所は甲浦下水道処理場の付近から、白浜五社神社の裏を通り、国道まで整備する事業であるなどの答弁がありました。 次に、消防費では、東洋町事前復興まちづくり計画策定業務委託料１５００万円の内容について質疑があり、野根地区の復興まちづくりを策定するための委託料であるとの答弁がありました。 次に、教育費では、放課後塾運営委託料７３４万８千円についての質疑があり、放課後塾の対象者は小学校５年生から中学校３年生までであるとの答弁がございました。 次に公債費では、実質公債比率等、将来負担比率についての質疑があり、令和５年度は実質公債比率１２．１％、将来負担比率４０％であるとの答弁がありました。 慎重に審査した結果、本案については賛成４名、反対２人で、原案のとおり可とすることに決しました。 以上で予算特別委員会の報告を終わります。 （福島 登 議長） 以上で予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。 ここで休憩します。再開は１０時１０分です。
----	---

7 番議員	休憩前に引き続き、会議を開きます。 休憩前に、令和 7 年度東洋町一般会計予算を定めることについて、付託してありました予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。 ここでお諮りします。 委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 7 番、田島毅三夫君。 （田島 毅三夫 議員） それでは、令和 7 年度一般会計予算への反対討論をさせていただきます。 まず 1 番目に 1 0 0 ページのコーナーですけども、森林環境税によるアンケート調査費用 4 6 0 万円の反対討論です。 当初、1 1 0 0 人の山林所有者に対して、住民計画で今後どうするかアンケートを取るとして、令和 3 年度から調査を行っておりますけれども、今後 1 0 年間に期間を延長して、7 年度は 7 9 0 万円計上して、9 0 人の所有者にアンケートをとり、業者に統計委託すると説明を受けました。 1 年で全員にアンケートして、その後浮いたお金で浮いた国の環境税交付金を使って森林復興整備に取り組むよう、何度も求めてありますけれども、どうしても行政は動きません。
--------------	--

これでは駄目だということで反対討論とさせていただきます。
これが一つ目です。

二つ目。１０３ページです。

産業振興推進総合支援補助金７５００万円の反対討論です。

聞けば、四国銀行付近に建てる海産物加工施設の建設支援金と聞きましたが、久しぶりの大工場建設には賛成したいと思っております。ただ、地元水産事業は衰退し、加工品となる海産物が少ないため、町外からの原料仕入れとなる問題と、また、高台への設置計画であれば大賛成しますが、予定場所が２、３０年後に８０％を超える確率で来ると言われる、南海トラフ被害の災害前線であります。県民住民血税への危険区域への建設補助には賛成できません。よって反対討論といたします。

三つ目です。１１８ページ。

野根地区事前復興まちづくり計画策定委託料１５００万円についての反対討論です。

６年度で甲浦地区は対策中でありますけれども、震災体験者や震災地の検証者、地元住民さん、また自主防災組織代表などを主にした防災復興計画の策定でなければ、危機感のない机上計画になります。この予算を、各自主防災組織に配分して計画を練り、その設計等を専門業者に任せたらどうか。こういうことを考えて反対と、それを実行されるまでの間、反対討論とさせていただきます。

４番目です。１２０ページ。

防災避難訓練消耗費５万円への反対討論でございます。

町内に大小７１か所もある震災避難場所への避難訓練費用が、この消耗品費５万円だけでは納得できません。

地区防災会組織が中心となって、^{りんきんしょ}隣近所の団結のもと、^{となりきんじょ}隣近所

議長

ですね、の団結のもと、助け合って逃げる訓練や避難後の連絡報告など、もっと真剣な訓練を求めてきましたが、一向に前進はございませんでした。そうした活動費用もない、防災訓練費用には賛成できない。よって反対とするものであります。

最後です。153ページ。

勤勉手当1633万円の反対討論です。

この職員報酬は、6年度の支給に何人の職員が査定対象になったか、人数を聞きたいと聞きますと、個人情報だから言えないと拒否されております。つまり、たとえ業務に問題があったとしても無審査で配分されていると思われますが、現在困窮中の住民血税であります、全て。期末手当に近い額が無審査で配布されれば、私は賛成できない。反対討論として終わります。以上です。

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君の反対討論が終わりました。

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第15号、令和7年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手4人であります。

予算審査特別委員会委員長	よって、本案は原案のとおり可決されました。 お諮りします。 予算審査特別委員会からの特別会計予算及び、事業会計予算 8 件の審査結果は、一括報告としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。 よって、さよう決しました。 日程第 16、議案第 16 号、令和 7 年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件から、日程第 23、議案第 23 号、令和 7 年度東洋町簡易水道事業会計予算を定めることについてまでの 8 件の予算審査結果を、この際、一括報告としたいと思います。 本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。 安岡予算審査特別委員長。 （安岡 良仁 予算審査特別委員長） 予算審査特別委員会より報告をいたします。 3 月 6 日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた令和 7 年度特別会計予算 6 件及び事業会計 2 件について審査を行いました。 なお、質疑の詳細については、報告書を御参照ください。 まず、令和 7 年度東洋町住宅新築資金等貸付け事業特別会計予算についての審査結果を報告をいたします。 質疑の主な内容は、競売手数料 180 万円の内容についての質
---------------------	--

疑があり、滞納されている方から、償還金が回収できなくなった場合に、裁判所への競売の申立てをする費用であるなどの答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和 7 年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算について、審査結果を報告をいたします。

質疑の主な内容は、国保税条例の一部改正により国保税の税率が引上げられているのに、令和 7 年度の当初予算では、収入額が、対前年度と比較すると減額されている理由についての質疑があり、当初予算については、令和 6 年度の調定に基づき算定しており、税率改定は反映させていないとの答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成 5 名、反対 1 で、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和 7 年度東洋町介護保険事業特別会計予算について、審査結果を報告いたします。

本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、慎重に審査した結果、本案については賛成 5 名、反対 1 名で、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和 7 年度東洋町介護サービス事業特別会計予算についての審査結果を報告をいたします。

質疑の主な内容は、ホームヘルプサービス事業委託料 1 5 8 5 万 3 千円が前年度より増額予算となっているのに、事業収入が増額されていない理由についての質疑があり、令和 6 年度予算につ

いては、１２月の補正予算で対応しており、昨年と同額になっているなどの答弁がありました。

本会計の歳入歳出についての質疑は、すいません。

慎重に審査した結果、本案については、全員賛成で原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和７年度東洋町観光施設事業特別会計予算についての審査結果を報告いたします。

質疑の主な内容は、自然休養村管理センター施設委託料１３５万４千円について、歳入の使用料と同額だが、委託業者の収入になるのかとの質疑があり、契約上、そのようにする予定であるとの答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成５名、反対１名で原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和７年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、審査結果を報告をいたします。

本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、慎重に審査した結果、本案については全員賛成で、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和７年度下水道事業会計予算について審査結果を報告します。

本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、慎重に審査した結果、本案については賛成５名、反対１名で原案のとおり、可とすることに決しました。

議長

次に、令和 7 年度東洋町簡易水道事業会計予算についての審査結果を報告をいたします。

本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、慎重に審査した結果、本案については賛成 5 名、反対 1 人で、原案のとおり可とすることに決しました。

以上で予算審査特別委員会の報告を終わります。

(福島 登 議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

日程第 16、議案第 16 号、令和 7 年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 16 号、令和 7 年度東洋町住宅新築資金等貸

付事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１７、議案１７号、令和７年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありますか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありますか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第１７号、令和７年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 18 号、令和 7 年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 18 号、令和 7 年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 19 号、令和 7 年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行

いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第１９号、令和７年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２０、議案第２０号、令和７年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

	(なしとの声あり) 次に、賛成者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第 2 0 号、令和 7 年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。 予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。 本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 2 1、議案第 2 1 号、令和 7 年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。 お諮りします。 委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 次に、賛成者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
--	---

これより、議案第 2 1 号、令和 7 年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2、議案第 2 2 号、令和 7 年度東洋町下水道事業会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 2 2 号、令和 7 年度東洋町下水道事業会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

	よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第２３、議案第２３号、令和７年度東洋町簡易水道事業会計予算を定めることについての件を議題とします。 お諮りします。 委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島 毅三夫 議員） 一つだけ反対討論させていただきます。 もうずっと言ってきましたが、この下水道のですね
議長	（福島 登 議長） 簡易水道
７番議員	（田島 毅三夫 議員） 簡易水道ね、簡易水道の甲浦地区のほうのポンプ場がありますけれども、その下の水上げポンプ場が浸水域に入ってるんですよ。津波の。ポンプ場。
議長	（福島 登 議長） 田島さん、予算ですよ。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんでそれが予算の中に入っていない、何をしてくれと。
議長	(福島 登 議長) 予算の何ページですか、まずページを言ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ちょっとごめんなさい、ちょっと
議長	(福島 登 議長) どうぞ、帰って用意してください。 予算になかったら駄目ですよ。予算に。 (自席より、予算に入っていない…との発言あり) それに入っていないのに要望はちょっと駄目ですよ。 (自席より、入っていないことで反対しよるんですよ。入れるべきではないですかこれは。防災のこと考えたらね。ずっと言ってきた。今年は楽しみにしとったのに入っていないからほら。これじゃいかんと言って反対してるんです。いかんのやったら…との発言あり) はい、控えてください。いいですか。 次に、賛成者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第 2 3 号、令和 7 年度東洋町簡易水道事業会計

予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4、議案第 2 4 号、東洋町白浜海水浴場海上遊具等備品購入契約の締結についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 2 4 号、東洋町白浜海水浴場海上遊具等備品購入契約の締結についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 5、議案第 2 5 号、野根辺地総合整備計画の策定につ

2 番議員	いての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （なしとの声あり） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第 2 5 号、野根辺地総合整備計画の策定について の件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めま す。挙手多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 2 6、発議第 1 号、東洋町議会のデジタル化に関する特 別委員会設置に関する決議についての件を議題とします。 提出者の説明を求めます。 2 番、廣田 斎史君。 （廣田 斎史 議員） 発議第 1 号、東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会設置 に関する決議について。本議案を、別紙のとおり、東洋町議会議
--------------	--

議長	議規則第 14 条の規定により提出します。本日提出であります。 提出者は私、廣田 斎史、賛成者は田島 毅三夫、今宮 裕明、武山 裕一、高島 俊彦、安岡 良仁、大坪 千倫、福島 登の各議員であります。 御説明申し上げます。 次のとおり、東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会を設置するものとする。1. 名称「東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会」2. 設置の根拠。地方自治法第 109 条及び東洋町議会委員会条例第 5 条。3. 目的。東洋町議会のデジタル化について、調査検討していくものである。4. 定数、8 名とする。5. 期間、本件、調査・検討終了まで継続して行い、議会の閉会中も調査検討を行うことができるものとする。以上でございます。 それでは、提案理由の説明を行います。 世の中でデジタル化が進む中、議会に関するデジタル化が進んでいない状況を踏まえ、ペーパーレス化や災害事等にも議会機能を十分に発揮できるよう、デジタル化に向けて、特別委員会を設置して、調査・検討していくべきと考えるものでありますので、東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会設置に関する決議を提出するものであります。 以上で趣旨説明を終わります。 (福島 登 議長) 提出者の説明が終わりました。 ここでお諮りします。 本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ですが、これにご異議ありませんか。 (異議なしとの声あり)
----	--

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第 1 号、東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会設置に関する決議についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します（特別委員会名簿配布）

（自席より、議長、今休憩、違うんか。との発言あり）

休憩ってこの文書を配りよんで。少し待ってください。委員の文書を配ります。

（自席より、議長、かまいませんか。との発言あり）

何？

（自席より、ちょっと聞きたい。との発言あり）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました、マイク入ってますか。

ただいま設置されました、東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配布した名簿のとおり、1 番、大坪千倫君、2 番、廣田斎史君、3 番、安岡良仁君、4 番、高畠俊彦君、5 番、武山裕一君、6 番、今宮裕明君、7 番、田島毅三夫君、9 番、福島登を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

（自席より、9 番言うたかい？との発言あり）

9 番福島登。それでいけると思います。

(自席より、8 番じゃないん。との発言あり)

議席番号やきに。

(自席より、あー。…こんなんなっちょう。発言あり)
よろしいですか。

(自席より、はい、了解。との発言あり)

以上をもって、東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に、委員会を開催し、正副委員長の互選を行って下さい。場所は委員会(議員)控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第 9 条第 1 項の規定により、ここで議長が口頭により招集の通知をいたします。

また、正副委員長がおりませんので、議会委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長へ提出して下さい。

ここで、約 10 分間休憩します。15 分休憩します。再開は 11 時ちょうどです。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：11 時 00 分)

東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。委員長、大坪千倫君、副委員長、廣田斎史君、以上であります。

次に、先ほど設置されました、特別委員会の委員長より閉会中

4 番議員	の継続審査・調査の申し出がありました。 ここで、お諮りします。 委員長からの申し出により、閉会中の継続審査・調査に付することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 日程第 27、発議第 2 号、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める意見書についての件を議題とします。提出者の説明を求めます。 4 番、高畠俊彦君。 (高畠 俊彦 議員) 発議第 2 号、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める意見書について、本議案を別案のとおり議会会議規則第 14 条の規定により議会に提出する。本日提出であります。 提出者は、私、高畠俊彦、賛成者は、今宮、安岡、武山の各議員であります。 本件は、令和 6 年第 4 回定例会において東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。 12 月 7 日並びに 3 月 5 日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。御手元の意見書案を御参照ください。 それでは、趣旨説明をいたします。 臓器の確保を目的とする不正な臓器取引、人身取引、移植目的
--------------	--

の渡航等は、世界における医療の倫理的問題や人権を侵害する大きな問題となっている。

このような問題に取り組むため、国際移植学会及び国際腎臓学会は2008年4月に臓器取引、人身取引の犯罪化し、移植ツーリズムの防止を掲げた臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言を声明した。

日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会及び日本透析学会は、2022年12月、移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく、必要とする人々に分配されなければならない等とする、イスタンブール宣言2018、5学会共同声明を表明した。

国内では、現在約1万6500人もの人が移植を希望し登録しているが、臓器提供は年間で約100件となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題である。

この現状から、海外での臓器移植を求め渡航する人は後を立たない。厚生労働省の調査によると、海外での臓器移植手術を国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で、543人に上がる一方、海外での臓器移植は手術後に患者が死亡する危険な事例もあるほか、違法な臓器売買を疑われた場合、帰国後、国内の医療機関での診療を拒否される場合もある。

渡航移植は、邦人が思わぬ医療犯罪や非人道犯罪に巻き込まれる恐れがあるものの、我が国には渡航移植を制限する法律はなく、いつどこで誰がどのような手術を受けたのか自治体や医療機関は確認できない。

したがって、臓器提供の透明性を確保する制度の整備は必要であることから、前記宣言に倣い、不正な臓器取引の禁止、移植ツーリズムの防止、さらには適切で公正な臓器移植に関する啓蒙や

議長

教育にも一層強化も欠くことはできない。よって、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備等に早急に取り込むことを求める。

以上の内容を実現されるよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、衆議院議長ほか、意見書を提出するものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

御審議よろしくお願いいたします。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしと異議ありとの声あり)

(自席より、1つだけ確認したかった。との発言あり)

どんなことですか。

(自席より、これはほら、問題点ばかり挙げてありますが、それでこれをどうするかということは載ってないんですよ。…との発言あり)

田島さん、意見書に対して賛成するかどうかということですよ。

(自席より、ほんでそれを迷ってるんです。との発言あり)

それだったら内容も自分の中において、賛否を表明してくれたらええと思います。ここで自分の意見を述べる場ではないと思います。次に賛否を問うので、そこで賛否を発表してそれでええと思います。

3 番議員	(自席より、…そこでいろいろ聞く…) もう自席の発言は遠慮してください。 よろしいですか、みなさん。 これより、発議第 2 号、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める意見書についての件を挙手により採決します。 本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定いたしました。 日程第 28、発議第 3 号、精神障がい者保健手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療費への助成制度(重度心身障害者医療費助成制度)への意見書についての件を議題とします。 提出者の説明を求めます。 3 番、安岡良仁君。 (安岡 良仁 議員) 発議第 3 号、精神障がい者保健手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療への助成制度の意見書について、本議案を別紙のとおり、議会会議規則第 14 条の規定により議会に提出する。 本日提出であります。 提出者は、私安岡良仁。賛成者は高畠、今宮、武山の各議員であります。 本件は、令和 7 年第 1 回東洋町議会において、意見書の採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。
--------------	---

3月5日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。

御手元の意見書案を御参照ください。

それでは、趣旨説明をいたします。

発達障害を含む精神障がいを持つ当事者は、精神科の入院・通院が長期に渡り、精神科への医療負担が大きくなるだけでなく、投薬の副作用から精神以外への疾病、糖尿病、脳梗塞、心疾患等の医療費負担が大きくなっています。

一方で、一般就労が難しく、収入が少ないのが現状であります。

医療費保険制度には高額医療費制度がありますが、入院、通院の頻度の多さ、期間の長さによる負担の大きさが家計を圧迫し、かつ、収入面では障がい基礎年金2級保持者は月6万8千円となり、精神障がい者保健福祉手帳3級の場合は、その障がい基礎年金さえ受け取れません。

また、就労収入は、精神障がい者保健福祉手帳の等級に関係なく、24名が所属する高知精神障がい者家族の会はさくの会会員内では、未就業の者が8割、就業が可能な2割の者も最低賃金にも程遠い時給で、月1万円から2万円程度の工賃しか受け取れないのが現状であります。

また、生活保護制度は恒久的な生活手段とはみなされません。

以上のとおり、国の制度だけでは生活を維持することが難しく、自治体での取組みが求められます。

当事者からは生きるのがしんどい。生きていて申し訳ないという声が聞かれます。当事者が人間らしく生きていくために、医・衣食住が総合的に支えられることを切に願い、以下の項目を早急に求めます。

1、精神障がい者保健福祉手帳を所持する者を対象とするこ

議長	と。 2、精神科の通院・入院および一般医療の通院・入院にも適用させること。 以上の内容を実現されるよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により、高知県知事に意見書を提出をするものであります。 以上で趣旨説明を終わります。 御審議のほどよろしくお願いいたします。 （福島 登 議長） 提出者の説明が終わりました。 ここでお諮りします。 本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 これより、発議第3号、精神障がい者保健手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療費への助成制度（重度心身障害者医療費助成制度）への意見書についての件を挙手により採決します。 本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定いたしました。 日程第29、議員派遣についての件を議題とします。 お諮りします。
----	--

議員派遣の件については、議会会議規則第 128 条の規定により、お手元に配布したとおり、5 月 27 日から 5 月 28 日、東京国際フォーラムにおいて、令和 7 年度町村議会議長・副議長研修会へ議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第 30、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

ここで、お諮りします。

それぞれの委員長からの申出により、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第 31、一般質問を行います。

質問時間は 1 人 40 分以内、答弁時間も 40 分以内とし、一問一答方式で行います。

なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は 1 問につき 3 回まで認めますが、再問は執行部からの答弁に対する質問といたします。

また、議会会議規則第 54 条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならないことになっております。

4 番議員	その規定に反すると認めるときは、同規則第 2 項の規定により注意し、従わない場合は発言を禁止します。 それでもなお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第 129 条第 1 項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止、または、議場外への退去を命じます。 次に、議会会議規則第 64 条の 2 の規定により、執行部は議員の質問に対し反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言の上、挙手願います。反問も制限時間に含まれます。 質問の通告が 5 名ありました。発言を許しますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分に気をつけてください。 初めに、4 番、高島俊彦君。件名は、南海トラフ地震対策について、他 1 件であります。答弁者は町長、担当課長ほかとなっております。 4 番、高島俊彦君、質問を始めて下さい。 (質問開始時間：11 時 18 分) (高島 俊彦 議員) それでは、私の一般質問を始めます。 一つ目といたしまして南海トラフ地震対策についてということで質問いたします。 30 年以内に約 80 % の確率で南海トラフ地震が発生すると言われておりますが、そのことについて質問いたします。 ①といたしまして、南海トラフ地震が発生したとき、甲浦小学校が避難場所の拠点施設の一つと挙げられているが、もし想定以下のですよね、地震津波が来て小学校の 2 階 3 階の一部が使用で
--------------	--

	きる状態であれば、町民は各避難場所から降りてきて甲浦小学校に集まり、長期滞在を強いられることになると思いますが、そのときに100人200人当然来ると思うんですが、そのときのトイレについて、執行部のほうはどう考えてるか、トイレに対して対応できるかということ、対策をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 高畠議員の御質問にお答えいたします。 甲浦小学校の簡易トイレにつきましては、小学校裏山の避難場所の防災倉庫に2台整備しております。災害時には必要に応じて支援物資とともに、トイレも搬入する予定となっております。 今後の計画といたしましては、甲浦保育園が、津波浸水エリア外に建築される予定となっております。指定避難所になる予定で、甲浦保育園にも災害時に使用できるトイレの整備を考えております。 現在、マンホールトイレなど様々なトイレが開発されています。新しい情報を入手しながら検討していきたいと考えております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 4番、高畠俊彦君。
4番議員	(高畠 俊彦 議員)

	ありがとうございました。 私は甲浦小学校のトイレのことを言ったんですけれども、甲浦小学校は想定外の津波がくれば浸かることになっております。 今の答弁の内容で、今回南海トラフ地震が起こって下水道が使えなくなる可能性が当然高いと思う。そのかわり答弁が、新しく高台にできる甲浦保育園避難場所の拠点施設の一つになるので、そこに作ったらというようなことを答弁されましたので、すごくありがたいことだと思っております。 ぜひそこにマンホール直結型トイレを設置し、長期避難対策のためのトイレをつくるためにも、既設の下水道、当然下水道で上がりますよね。下水道管から延長しておけばマンホール直結式のトイレができ、下水道が使用できなくなったときでも、トイレの使用は100人200人集まりますのでね、トイレの使用が可能となりますので、ぜひ作るべきだと思います。 よろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 再問ですか。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) 再問ですけれど、もうこれは答弁は必要ございません。 ぜひお願いいたします。 それでは次の2つ目の質問に入っていきたいと思います。 ②の質問といたしまして、大人数がですよ、甲浦保育園へ集まったときですね、長期滞在になった場合に、個々のプライバシーはどのように確保するのか、執行部の考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 高畠議員の御質問にお答えいたします。 その前に、先ほどのトイレの話なんですけど、これから様々なトイレがいろいろ開発されてくると思いますので、新しい情報を入手しながらですね、場合によっていろいろ考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは高畠議員の質問にお答えいたします。 プライバシーの保護に関しましては、間仕切り型や屋内でも使用できる店舗型の資材を使用して対応いたします。 数に限りがございますので、今後は優先順位をつけて、補助金や交付金を活用して購入を検討していきたいと考えております。 以上です。
議長	(福島 登 議長) 4 番、高畠俊彦君。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) 避難場所に長期滞在となった場合、プライバシーの問題も重要視しなければならない大きな案件であると思っております。 執行部の考えだけでなく町民の意見もよく聞き、対応策を御検討のほどよろしくお願いいたします。答弁は必要ございません。 二つ目の質問に入っていきたいと思います。

議長	ちょっと待って。二つ目の質問でございます。 なごみに保管している古民具について質問いたします。 一つ目といたしまして、現在なごみに保管している古民具について、教育長は現状は把握しているのかお聞きしたいと思います。 (福島 登 議長) 蛭子教育長。
教育長	(蛭子 治久 教育長) 高畠議員の御質問にお答えをいたします。 現状は把握しております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 4 番、高畠俊彦君。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) それでは、再問いたします。 町民から寄贈された古民具ですよね。 なごみの 2 階 3 階、2 階ですかね、に置いてあります。 それが何年か前に大学生が来て、番号を振ってくれているようではありますが、番号を含め台帳など、きちっと管理はできているのでしょうか。お聞きいたします。
議長	(福島 登 議長) 蛭子教育長。

教育長	(蛭子 治久 教育長) 高島議員の御質問にお答えをいたします。 番号も振っておりまして、１０００点余りあるということも聞いておりまして、今資料をちょっと確認をしておる最中です。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ４番高島俊彦君。再問ですか。
４番議員	(高島 俊彦 議員) 再問でございます。
議長	(福島 登 議長) 再々問やね。
４番議員	(高島 俊彦 議員) 再々問とちゃうでね。再問でね。
議長	(福島 登 議長) もう終わりです。
４番議員	(高島 俊彦 議員) 再々問ですか。
議長	(福島 登 議長) はい。

4 番議員	(高畠 俊彦 議員) ちゃんと管理ができてるように、今教育長のほうから答弁されましたけど、自分がね、この問題をね、言い始めたのは3年前です。それからずっと、あそこは教育長もちゃんと見てきちよると、分かっていると、あの状態ですよ、もう3年経つんですよ。 ただ何するだけであって、管理もできておりますって言うけど、あの湿気の多い、周りの確かに置いちゃあるところの部屋は雨漏りはね、あまりないんですけど周り見て分かるように、周りにはもう雨が漏って漏って、それこそ湿気がいっぱい。 そういうこと大事にね、結局町民からそうやってやっぱり寄贈された大事な品物ですよ。3年前から言よるのにひとつも手をつけてません。手をつけとるのかどうか分かりませんけど、つけてないように、ただ話を聞くだけで候補地を探す。やっぱり関係者と話をしてから、別に移転場所を探しておるといような答弁は何回も聞くんですけど、全然結局ね、手をつけてないように思われます。ほんで自分の聞きたいのは、やっぱり具体的に、もう3年も経つんですからね、具体的に例えば野根小学校、来年からは、
議長	(福島 登 議長) 高畠さん、候補地の件は次にあるんでね。候補地というのはちょっと次にありますんでね。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) そこまで行き過ぎたらいけませんかね。再々問やろ。もう言え

議長	れんやろ。 (福島 登 議長) かまいませんが、候補地については次にあるのでね。そこへいったら
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) 自分としては、結局そのね、3 年も徐々に言うてからよ、定例議会でも言うてからほら、何しゆうわけやきに同じ結局、検討してますとか関係者と話して、だけで具体的に先ほども言いましたけど、あの中のが全然動いてない。 ほんで具体的に自分が聞きたいのは、例えば野根小学校、来年から休校になる。そこへ置くようなことも考えております、とかいうようなことを私たちは聞きたいんですよ。 そういう答え、具体的に一度結局そういうように移転することができるかいうことを再々問として、次はもう再々問やったら言えんけど。答えてください。よろしくお願いします。
議長	(福島 登 議長) 蛭子教育長。
教育長	(蛭子 治久 教育長) 高畠議員の御質問にお答えをいたします。 設置場所についてはこの二つ目でお答えする予定でございますが、先ほど言われましたように、野根小学校のほうにいうところで、そこはもう検討はしておりまして、学校のほうは、設置場所を空き教室があるということは聞いておりますが、ちょっと町

議長	長との意見交換の中でちょっとそこはもうちょっと待ってという話もありますので、今のところそういう形です。以上です。 (福島 登 議長) 4 番、高畠俊彦君。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) それでは、二つ目の質問に入ります。 二つ目の質問で次、続けて再問の中でちょっと言いましたけど、またちゃんと正式に二つ目の質問に入っていきたいと思えます。 昨年の 1 2 月議会でなごみに保管されている古民具について質問したときに、教育長から候補地は公共施設以外も上がっているの、関係者と相談していきたいとの答弁があったがその後関係者との話はどこまで進んでいるのか、質問いたします。
議長	(福島 登 議長) 蛭子教育長。
教育長	(蛭子 治久 教育長) 高畠議員の質問にお答えをいたします。 1 2 月時点では、公共施設に置けない部分については、公共施設以外にもお願いするということも考えておりましたけれども、その後町長と協議する中で、分散すると管理も難しいし、見学するのも手間がかかること、保管料も発生する場合もあるのではないかなというふうなことが出てきまして、その協議の中では、甲浦保育園を移転した後に置くのはどうか。そこだと広いしまとめて

議長	おけるのではないかというような、案が出てきましたので、現在はその方向で考えております。以上でございます。 (福島 登 議長) 4 番、高畠俊彦君。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) 再問。今のねえ、教育長の答弁、甲浦保育園は津波浸水地区ですよ。 古民具はもうそういうときにはどうなっても構わんということですか。 お願いします、答弁。
議長	(福島 登 議長) 蛭子教育長。
教育長	(蛭子 治久 教育長) 高畠議員にお答えをいたします。 津波も最大レベルの津波になりますと、東洋町の甲浦のほうはほとんど浸かるというような予測になっております。 それ以下でしたら浸からない場合も当然あると思いますが、ちょっと古民具だけの問題にはもうならないと思います。そういう津波のことを考えますと。ほかの事業もなかなかしにくいようになってきておりますので、今のところ住民や児童生徒が見学しやすいというメリットを含めまして、現在は甲浦保育園跡地に考えておるところでございます。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 教育長、ちょっと一つだけ僕確認してええですか。 今甲浦保育園というのは現在のところ、今後建てる場所、ど っちのことを言うところですか。現在のところのことを言うところ ですか。
教育長	(蛭子 治久 教育長) (自席より) そうです。
議長	(福島 登 議長) 甲浦保育園というのは。
教育長	(蛭子 治久 教育長) (自席より) 移転した後に
議長	(福島 登 議長) はい、分かりました。 え？移転した後の甲浦保育園のこと言いよんね。
教育長	(蛭子 治久 教育長) (自席より) 跡地
議長	(福島 登 議長) 今ある甲浦保育園ということですよ。
教育長	(蛭子 治久 教育長) (自席より) 今ある保育園にということです。

議長	(福島 登 議長) はい、分かりました。 4 番、高畠俊彦君。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) 再問です。今議長がちょっとね、話の中でちらっと聞いたんですけれど、甲浦保育園ねえ、まだ2年も3年もかかるん違います？現状のまま、あそこのなごみに置いとくんですか。これ再問ですよ。もう1回できるね。答弁を。 (自席より、3回目との発言あり) 3回目。ほやきに置いとくんですか。あのまま。やっぱりねそういうふうには、教育委員会教育長は、甲浦保育園跡地に結局持っていくまで、あそこのなごみ、あの中へまだ2、3年そのまま置くというような考えですよ。今の答弁では。ねえ、それじゃいかんのと違います？やっぱり町民から、やっぱりそうやって寄贈された大事なね、何。もうちょっとね、結局3年経ってるんですよ。あと5年も6年もみたいな感じになりますやろ。できたら、野根小学校とかね、甲浦保育園は現在使用してるわけやきにほら、そういうところでももうちょっと、そうやって古民具を置くための環境がええようなところへ移転はできないものではないかな。答弁をよろしくお願いします。最後です。
議長	(福島 登 議長) 蛭子教育長。
教育長	(蛭子 治久 教育長)

議長	高畠議員の御質問にお答えをいたします。 ちょっと移転先については先ほど述べたとおりですが、ちょっと町長とかほかの方とも協議をして、ちょっとまた決めたいと思います。以上でございます。 (質問終了時間： 1 1 時 3 7 分) (福島 登 議長) ここで休憩に入ります。 再開は 1 時です。(休憩時間： 1 1 時 3 7 分) 午前中に引き続き一般質問を再開します。 1 番、大坪千倫君の質問を許します。 件名は、白浜グランピング整備事業についてほか 4 件であります。 答弁者は、担当課長ほかとなっております。 1 番、大坪千倫君質問を始めてください。 (質問開始時間： 1 3 時 0 0 分)
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 通告に従いまして、五つ質問をしていきたいと思います。 一つ目、白浜グランピング整備事業について伺っていきます。 (1) この事業はどのような内容のものか、説明をお願いします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。

産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 大坪議員の御質問にお答えします。 白浜グランピング整備及びこの後にも御質問されます、自然休養村管理センター改修工事についても関連することになりますが、本町では、令和6年4月26日に株式会社ファウンディングベースと包括連携協定を結んでいるところでございまして、この協定の目的は双方が包括的な連携のもと、相互に協力し、双方が有する人物、物的資源を有効に活用して、移住定住の促進や産業振興を通じ、持続的な社会の構築を図ることを目的としております。 本町が課題の一つとして抱えております観光振興では、観光コンテンツの創出、磨き上げや夏一極集中の観光から、通年型観光へのシフトなどが課題となっております。 こういった課題解決に向け、ファウンディングベースと包括連携を軸に、道の駅東洋町、白浜キャンプ場、自然休養村など、白浜エリアの施設一帯を観光の拠点ととらえ、滞在型観光への取組を強化してまいりたいと考えております。 御質問頂きましたこのグランピング整備事業につきましては、新たな観光客の獲得を目指しまして、白浜海岸の津波避難タワー横のスペースを活用しまして、ドーム型テント3棟とアウトドアサウナ1基を整備するものでございます。 このドーム型のテント内には、冷蔵庫、ベッド、エアコンなど、設備が完備されており、また地元食材を活用した食事のサービスもでございます。 またグランピングは一般的なキャンプと比較して設備やサービスが充実しており、初心者でも安心して手軽に楽しめるほか、準備の手間が不要で手軽に利用できることが魅力の一つとなっ
--------	--

	ております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) (2)に移ります。いつ頃完成し、どの業者に運営管理を委託する予定か。 先ほど答弁頂いてますが、もう一度お願いします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 大坪議員の御質問にお答えします。 完成は令和8年3月を予定しております。 運営管理及び整備工事等を委託する業者につきましては、公募型プロポーザルによる選定を予定しております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) (自席より)再問します。 議長、(1)でファンディングベースに管理運営を委託すると答弁頂いてるんで再問でよろしいでしょうか。

議長	(福島 登 議長) ということはプロポーザルでやるということを使うけど、ファウンディングベースということがあるので、それで再問することやね。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) そうです。ファウンディングベースに運営管理することについて。
議長	(福島 登 議長) かまいません。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) ファウンディングベースに委託することなんでこれについて、いいですか。
議長	(福島 登 議長) 今の答弁ではね、プロポーザルでやるという話やったね。 まだファンディングベースでやるという答弁ではなかったのはなかったね。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) それではもう一度再問として、私のどの業者に運営管理を委託する予定かというのは、完成後の事業運営をどこに任すのかについて聞きたいと思います。

議長	(福島 登 議長) だからプロポーザルでやるという。まあええです。大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 大坪議員の再問にお答えします。 運営管理、整備工事等につきましては、公募型のプロポーザルによる選定ということですが、この事業についてはＤＢＯ方式というような方式を採用したいなと思っております。 Ｄはデザイン、Ｂがビルド、Ｏがオペレート、この方式により公募型でプロポーザルを行いたいと思っております。以上でございます。 (執行部側協議)
議長	(福島 登 議長) もう一度、ほんなら答弁を。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) すいません、補足になりますけども、今のところファウンディングベースとの契約ではなくて、公募型のプロポーザルにより、運営及び整備する業者を選定していきたいと思っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) １番、大坪千倫君。
１番議員	(大坪 千倫 議員)

議長	私の理解が間違ってたんですが、てっきりファウンディングベース社に委託するのが決まってるものと思ってたので、公募型というのを聞いたので（２）の質問はこれで終わります。 次（３）に移ります。 この事業は、建設投資額が大きく、完成後は長期での施設管理及び運営管理が必要になってくるものであります。 この事業をすることで、町としてどのような費用対効果があると考えているか、お願いします。 （福島 登 議長） 大坪産業建設課長。
産業建設課長	（大坪 靖幸 産業建設課長） 大坪議員の御質問にお答えします。 本町の観光資源として道の駅東洋町と白浜海水浴場、生見サーフィンビーチなどが挙げられますが、比較的高齢層や家族層の旅行者が多い傾向にあります。 費用対効果として狙いの一つとしましては、若年層のカップルの獲得に向けての観光戦略であること、そしてグランピング単独での費用対効果を目指しているわけではなくて、来年度から進める滞在型観光などの取組も含め、地域ならではの食、自然を生かしたアクティビティ美しい景色の見える場所など、観光コンテンツをセットで提供できたらと考えております。 通過型から滞在型へシフトし、新たな観光客が集客できるように、また本年４月１３日からは大阪・関西万博が開催されます。 関西圏と隣接する本町にとって万博を契機に交流人口をさらに活性化させていきたいと考えております。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 再問します。 新たな事業に投資をして挑戦していくことは、町の存続発展のために必要だと思いますので、その姿勢については私は賛成したいと思っています。 ただ、本町でグランピング事業を行うことがビジネスとして成り立つのかについては、まだ未知数なところがあるように私は感じています。 また、建設予定場所、避難タワー横のスペースと聞いておりますが、その場所は住民の散策コースでもあって、住民の理解が得られるかの判断が難しいところです。 ここから再問とさせていただきます。 住民の理解が得られない場合は、建設場所の再制定は考えなければいけない。 いいですか。
議長	(福島 登 議長) 答弁に関係ない。 そういう答弁がなかったもんね。 費用対効果での説明がいろいろあったと思うんだけど、住民に対するということが答弁になかったもんね。 気持ちは分かるけど。 執行部は、答弁したいということなんで、答弁を許します。

	(執行部側自席より、同僚議員から同様の質問頂いてるんでお答えはできますけどね。との発言あり) いやもう手挙げたんで答弁してもうたらええと思う。 答弁してください。 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 大坪議員の再問にお答えいたします。 この事業につきましては新しい地方経済・生活環境創生交付金、国の交付金を活用し実施するものでございます。 前提として、交付の決定を頂いた後の事業の展開を進めていくわけですが、この事業の中には住民さんであったり、産官学金労こういった方からの参画も必要になってきますので、その中で建設場所も適地かどうか検討していくことになるかと思っています。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 次の 2 に関しては、同僚議員が議案質疑で既に答弁もらってますので、これは削除をお願いします。 3 に移ります。 自然休養村改修工事について、金額の大きい投資となりますが、自然休養村を改修する目的は何でしょうか。
議長	(福島 登 議長)

産業建設課長	大坪産業建設課長。 (大坪 靖幸 産業建設課長) 大坪議員の御質問にお答えします。 自然休養村管理センターは昭和５７年に建設した施設でございます。現在は至るところで経年劣化が進んでおります。 施設の内装、外壁など、大規模改修を実施することによって、施設の安全性及び利用価値を高めていきたいと考えております。 この施設をはじめ、白浜エリアには道の駅東洋町のほか、海水浴場やキャンプ場などのアウトドアも充実しておりますが、アウトドア以外にも、食の体験事業や子供たちの居場所づくりなどを加えることで、地域内外の交流を促し、新たな交流関係人口を創出する施設を目指していきたいと考えております。 改修工事等の費用につきましては、約１億９５００万円を予算計上させていただいております。この改修費の財源につきましては、国の交付金や過疎債を活用しまして実施するものでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) １番、大坪千倫君。
１番議員	(大坪 千倫 議員) 次に移ります。 ４の放課後塾運営事業委託について。 (１)放課後塾とはどのような内容のものか。どの業者に委託するか及び現在行っている放課後子供教室との違いも含めて説明をお願いします。

議長	(福島 登 議長) 田岡教育次長。
教育次長	(田岡 いずみ 教育次長) 大坪議員の御質問にお答えします。 まず、放課後塾の内容につきましては、小学校5年生から中学校3年生を対象に学習及び体験等を通じて子供たちの学習意欲や主体性の向上を図りたいと考えております。 次に、委託する業者につきましては、株式会社ファウンディングベースに委託をする予定です。株式会社ファウンディングベースとは、令和6年4月26日に教育・子育て支援、人材育成に関することについて等、包括連携に関する協定を本町と締結しております。 次に、放課後子供教室との違いにつきましては、対象者が、こちらの教室では甲浦小学生となっており、現在38名の児童が登録をしております。実際の利用者は低学年が多い状況です。 放課後子供教室は放課後にバスケットボールや縄跳び、折り紙など日によって違う講座を実施しており、常時スタッフ3名が児童の見守りを行っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 1番、大坪千倫君。
1番議員	(大坪 千倫 議員) (2)に移ります。 学校とは別に、子供に様々な体験ができる場を提供するのはと

	ても良いことだと思っています。 ただ、本事業は子供の学力の向上を目指すことは主な目的ではないとのことでした。勉強することが好きであったり得意な子供は、学校外でもその長所を伸ばして行ってほしいと思っています。子供の学力の向上を目的とする塾を創設する考えはないでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 田岡教育次長。
教育次長	(田岡 いずみ 教育次長) 大坪議員の御質問にお答えします。 子供の学力向上を目的とする塾の創設については現在考えておりません。 今回実施予定の放課後塾の中には、学習面での講座実施も予定をしておりますので、新たな塾の創設については現在考えておりません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 最後の質問 5 に移ります。 地方債について。本当初予算では、建設投資額が前年より増加しており、それに比例し地方債の額も増加しています。 今後も保育園建設や B G 解体費等、大規模な工事が控えている状況です。

議長	地方債が増加することはやむを得ないことは重々承知の上ですが、本町の存続を考えた場合、今回の地方債の増加が耐え得る値なのか、説明を求めたいと思います。 (福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 大坪議員の御質問にお答えさせていただきます。 令和7年度において、町債借入れを9億630万円計上しておりますが、金額が大きい事業につきましては、できるだけ償還期間を長く設定し、将来的な負担の平準化を考えております。 具体的には、健全化判断比率の指標にある実質公債費比率では、令和5年度決算が12.1%に対しまして、今回計上する地方債を考慮した令和7年度決算見込みは12.0%の見込みでございます。 同じく、健全化判断比率にある将来負担比率では、令和5年度決算では40.0%に対しまして令和7年度決算見込みは、60.8%の見込みでございます。 早期健全化基準については、実質公債費比率は25%、将来負担比率は350%でございますので、基準内に収まる見込みでございます。 公債費の推移につきましては光ケーブル整備事業の償還最終年度でありました令和6年度がピークになっており、今後の償還予定に令和7年度の借入れを反映いたしましてもピークを超えない見通しとなっております。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君の質問が終わりました。 (質問終了時間：13時20分) 続いて、2 番、廣田斎史君の質問を許します。 件名は、東洋町特定地域づくり事業バツグン協同組合についてほか1 件であります。答弁者は町長ほかとなっております。 2 番、廣田斎史君、質問を始めてください。 (質問開始時間：13時20分)
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 私からは、大枠で二つ質問させていただきます。 まず質問1、東洋町特定地域づくり事業バツグン協同組合についてです。 バツグン協同組合は、2021年10月に発足し、現在4年目に入っております。私も、白浜地区に移住されて、バツグンの職員になられた方々と地区会や行事などで触れ合う中で、この事業の成果を十分実感しているところでございます。職員の方々が積極的に地域に溶け込もうと努力されている姿にはいつも感心し、感謝もしています。 しかし、組合以外の方や交流のない方には、関心が薄く御理解されていない現状も感じます。そこで、同じ移住政策である地域おこし協力隊との違いも踏まえ質問していきます。 ①本町における地域おこし協力隊の趣旨、任期や主な活動内容を伺います。
議長	(福島 登 議長)

産業建設課長	大坪産業建設課長。 (大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 地域おこし協力隊は都市地域から過疎地域などに住民票を異動し、地場産品の開発・販売・P R等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組でありまして、隊員としての活動の任期は最長3年となっております。 本町の趣旨としましても、地域外から新たな視点やスキルを持った人材を受入れ、観光振興や農業振興などの地域の課題解決や活性化を図ることを目的としております。 また、実際に地域に住みながら地域おこし活動や地域課題の解決に取り組むことで、地域住民との関わりを深め、定住・定着につなげ、地域に新たな担い手を増やすことまでが本町の地域おこし協力隊の趣旨となっております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2番、廣田斎史君。
2番議員	(廣田 斎史 議員) 分かりました。 ②に移ります。バツグン協同組合の趣旨、任期、仕事内容を伺います。
議長	(福島 登 議長)

産業建設課長	大坪産業建設課長。 (大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 特定地域づくり事業は人口減少が進む地域における課題を解決するための取組となっております。 具体的には、年間を通じた仕事がない。安定した雇用環境や一定の給与水準を確保できないといった要因が人口流出やＵＩＪターンの障害となっており、これらを解決するため、特定地域づくり事業協同組合を設立しまして、町内の仕事を組合せて通年の雇用を創出し、さらに、組合が正職員として雇用することで、安定した雇用環境と一定の給与水準を確保し、地域外からの担い手確保を目指すというものです。 派遣職員の任期は特に設けておりません。ただ、組合の方針として地域外から採用した職員は、マルチワーカーとして町内の様々な職場を経験しながら、地域について学び、将来的には組合を卒業し、自分に合った職場への就職や事業承継、または町内での起業を目指すことを想定しております。 なお、バツグン協同組合が、派遣職員の任期を定めないことによって、任期満了となった地域おこし協力隊が引き続きこの町で働ける場としての受け皿となることも可能となっております。 仕事内容としましては、組合員となられている事業者へ派遣され、それぞれの事業所で働かれています。 なお、現在は宿泊業、飲食店、農業、水産業、製造業など計２８事業者が組合員となっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)

2 番議員	2 番、廣田 齋史君。 (廣田 齋史 議員) 再問します。 先ほどの答弁の中でマルチワーカーという言葉があったんですが、このマルチワーカーの活用方法、どういうふうにマルチワークするのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の再問にお答えします。 この派遣事業につきましては、1 年間の中でいろいろな業種を組合せて、1 年間任期を終えるようになっております。 そのために先ほど申し上げました宿泊業、飲食店、農業、水産業、あるいは製造業、これを1 年間通して組み合わせることによって、事業の成立を図っているものでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田 齋史君。
2 番議員	(廣田 齋史 議員) もう一つ再問します。 年齢制限等があるのか、職員の方の。伺います。

議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の再問にお答えします。 年齢制限については特に定めておりません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) ③に移ります。現在までにバツグンの事業を活用し、移住したのは何家族で何名か伺います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 これまでの実績としましては、10名の派遣職員を採用しており、その家族を含めると16名が町内へ転入をされております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。

2 番議員	(廣田 斎史 議員) 再問します。10 家族で16 名ていうことだったんですけども、来られた方で途中で辞められた方や出られた家族は今現在おられますか。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の再問にお答えします。 1 名が町外へ転出をされております。また現在の職員数は5 名となっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 再問、ちゅう再々問。答えられる範囲でいいですが、1 名が出られたということなんですが、理由を伺います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 転出されております1 名につきましては、理由はすいません、特に聞いてないんですけども、お隣の海陽町のほうに転出をされたと聞いております。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) ④に移ります。先ほどとちょっとダブるかも知れませんが、答弁の中にあつたかも知れませんがもう一回、④で契約している事業所の数、職種を伺います。
議長	(福島 登 議長) 行けますか、執行部。 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 現在は 8 事業所と契約しておりまして、職種につきましては宿泊、飲食、農業水産、製造業などとなっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 再問します。 農業が入ってたんですが、農業はどういう種類の農業が入ってますか。

議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の再問にお答えします。 農業関係でいきますとポンカン、トマト栽培のところに派遣をしております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) ⑤に移ります。給料はいくらか伺います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 給与につきましては働く事業所の業種によって若干時間給は異なりますが、月額平均は約 17 万 5 千円となっております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員)

	再問します。来られるその職員の方が、特殊な技術であったりとか、資格を持っている場合があると思うんですが、そういう場合は、その事業所によって給料に対する上乘せとかいうのはあるんでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 廣田議員の御質問にお答えしたいと思います。 特殊な技能を持った方ということですが、まず基本はですね労働者派遣法というものを適用されておりますので、職種によって、時間の単価ってというのが決まっています、お支払いは。それは職員に対する給料のことなんですけど、あと派遣をする組合員のところには、利用料として、いくら頂くようになるんですけれども、その特殊な技術をですね、利用者側の組合員さんのほうが分かっていたいて利用料を、例えば、1000円頂いてるところをですね、1200円頂くとか、ということになってきましたら、時給単価に反映もすることはできるかと思うんですけれど、今そのようなちょっと事例がないので、多分検討したことはないかと思います。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2番、廣田斎史君。
2番議員	(廣田 斎史 議員) もう1回、再々問ですか。長年来て働いてて、同じ事業所で働

	いてる場合もこれから出てくると思うんですが、そういう場合に年数によって昇給とかいうのは、その事業所が判断して昇給決めるのか、それはバツグンが交渉して昇給とかいうふうになるのかを伺います。
議長	(福島 登 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 廣田議員の再問にお答えをいたします。 組合と職員のほうは労使協定方式というもので契約をして給料のほうを支払いしてるんですけども、当然1年目2年目3年目と時給単価はですね、評価によって上がるようになっておりますけども、その年のですね労使協定方式によって定められるということとなっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2番、廣田斎史君。
2番議員	(廣田 斎史 議員) それでは、⑥に移ります。 住居の斡旋はどう行っているのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長)

	廣田議員の御質問にお答えします。 住居の斡旋につきましては町がバツグン協同組合に移住定住相談業務を委託しており、その一環として町内の空き家管理も実施をしております。 そのため、町と組合は、移住者が活用できる空き家などの住居情報を共有しておりまして、相談があった際には、その中から情報提供するようにしております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田 斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 再問します。 町と、町じゃないわ、バツグンがマッチングするみたいなんです。が、現在入居可能な空き家の戸数、件数、伺いますか。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の再問にお答えします。 すいません、実際空き家は何戸あるかというのは、すいませんちょっと今資料が手元にないので確認ができておりません。申し訳ないです。
議長	(福島 登 議長)

2 番議員	2 番、廣田 齋史君。 (廣田 齋史 議員) 分かりました、じゃないけど分かりました。 ⑦に移ります。 これ家賃補助ですね、家賃補助はありますか。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 家賃補助につきましては、派遣職員の手当として一律 1 万円支給をされておりましたが、高知県人口減少対策総合交付金を活用しまして、令和 6 年度の途中から家賃全額に対して支給することとなりました。 なお上限につきましては月額 5 万円とされております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田 齋史君。
2 番議員	(廣田 齋史 議員) 1 万円あって 5 万円に増えたということですが、これは暫定じゃなくて、恒久的に家賃は補助するということになるんでしょうか。再問です。

議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の再問にお答えいたします。 この家賃補助につきましては、高知県人口減少対策総合交付金を活用して取組みをしておりますので、恒久的に家賃補助ができるかどうか、この高知県の交付金がいつまで続くのか、そういったのも見極めながら検討してまいりたいと考えております。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは⑧に移ります。 社会保険等はどうなっておりますか。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 社会保険については健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、派遣職員全員が加入しております。 また労災保険についても適用されており、派遣職員が勤務中や通勤中に事故やけがをした場合は、対応できる体制を整えており、派遣職員が安心して働ける環境を提供しております。以上で

	ございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田 斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは⑨に移ります。 4 年間やって今後の課題、それから目標伺います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 課題と目標についてですが、派遣職員の確保、派遣職員の住宅の確保、派遣職員の働き先の確保、この三つが継続的な課題となっております。 このため、引き続き関係機関との連携や町に関する情報発信を強化することで、これまで以上の地域に根差した雇用の安定と、移住・定住促進を目指していきたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田 斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) ⑩に移ります。

	現在、職員の方々は、町内の空き家の斡旋を受けて住まわられているようですが、今後新たに移住される方々のことも考えると、単身者向けの集合住宅も必要じゃないかと考えます。 都会からいきなり田舎のコミュニティーに入るときに、やっぱり抵抗感や不安を感じるというのは当然のことでありまして、住む場所は、移住先を選択する際の大きな条件になります。 また、１ターンを考えている単身者にも必要と考えますがどうでしょうか。 (福島 登 議長) 長崎町長。 (長崎 正仁 町長) 廣田議員の質問にお答えをいたします。 確かにですね、移住した、あるいは移住を考える単身者にとりましては、特に広い一軒家に１人で済むってのはどうかなということとは確かに思っております。 本町にはですね、集合住宅というものが本当少なくてですね、それ欲しいですし、単身者にとりましてもそういった広い一軒家よりも、格段には暮らしやすいのかなということは感じております。 当然ですね、移住者向けの集合住宅っていうのも視野には入ってはいるんですけども、まずはですね考え方として、移住促進に必要な住居っていうのは、空き家をまず改修をすると同時にですね、空き家の耐震化率を上げていきたいということを優先に考えております。以上でございます。
--	--

議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 今後いろんな事業に対する国の補助金等もあると思うんで、いろいろ考えていただければと思います。 11 に移ります。 先ほどこれ県の、ちゃうわ、先ほど家賃補助のところにちょっと答弁であったんですが、県の25年度予算の人口減少対策総合交付金、これは本町はバツグン組合の事業拡大支援に交付を受けるとのことなんですが、今年度の活用方法を、先ほど家賃があったんですが、ほかにありましたら伺います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 バツグン協同組合では、先ほどの家賃の補助に加えまして6年度からになりますけども、派遣利用料の減免措置に対する補填も行っておりまして、7年度も引き続き同様の支援をしていきたいというふうに考えております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。

2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは質問 2 のほうに移ります。 南海トラフ地震対策について。 過去、大災害に遭い、一次避難ができ、せっかく助かったにもかかわらず、災害関連死によって亡くられる方がたくさんおられます。 阪神淡路大震災では、死者・行方不明者 6 4 3 4 人のうち、災害関連死者数約 9 0 0 人、(1 4 %)、東日本大震災では 2 万 2 千人のうち 3 8 0 0 人、(1 7 %)、令和 6 年能登半島地震では、2 4 3 人のうち、少なくとも 1 0 0 人が亡くられました。災害関連死者の大多数が高齢者や病気を抱えている方々です。約 8 割が発災後 3 か月以内に亡くなっています。 地震や津波によるショックや、不慣れな避難生活から生じるストレスは想像以上のものであり、本町も対策を進めていく中で、重要な課題であると考えます。 そこで質問いたします。 ①本町も発災後、近くの避難所に避難した後、大多数が避難所に一定の期間、避難生活を強いられることになります。 令和 4 年 3 月に策定された東洋町地域防災計画によりますと、本町には小・中学校や地区集会所など 4 2 か所の指定避難所があるが、その大半は L 2 クラスの地震、津波の浸水区域内にあるため、浸水想定区域外の平野部に、指定避難所として利活用が可能な防災拠点施設の整備を進めるとありますが、現在どこまで進んでいるのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。

総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 廣田議員の御質問にお答えいたします。 防災拠点施設の整備といたしましては、津波浸水エリア内ではありますが、野根地区防災活動拠点施設、野根地区防災避難施設、東洋町防災センター、甲浦集落活動センターなどを建設しております。津波浸水エリア外では、甲浦保育園の移転に向けた取組を行っております。今後も公共施設の移転を計画していきます。以上です。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) ②に移ります。 町長は、2 年前の就任当初、生見ヘリポート付近の町有地に、キャンプ場を兼ねた、防災拠点の設置を考えているとの発言がございましたが、現在、今の段階での取組を伺います。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 廣田議員の御質問にお答えいたします。 現在の状況といたしましては、ヘリポートへのアクセス道として、町道の整備を完了しており、ただいま水道施設の整備を進めています。

	有事の場合でも使用できるキャンプ場を兼ねた防災拠点の整備も一つの方法として考えておりますが、現状といたしましては、高規格道路の関係で地形が変わりますので、高規格道路の建設のめどが立ち、敷地活用の見込みがつき次第、再検討していきます。以上です。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) ③に移ります。 移転計画中の甲浦保育園の建設予定地、これは甲浦地区で数少ない高台でありまして、多数の方の避難生活が可能になる施設になり得ると考えます。 そこで、それを想定した計画をしているのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 廣田議員の質問にお答えします。 現在の甲浦保育園が指定避難所となっているように、高台移転後の甲浦保育園も指定避難所として活用することを考えておりますので可能です。以上となります。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。

2 番議員	(廣田 斎史 議員) 再問します。 まだ計画段階でそこまで言えるか分からんのですが、どれぐらいの規模で何人ぐらいが逃げれてとかいう想定もされて、計画の中に入っているのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 廣田議員の質問にお答えします。再問にお答えします。 今回の甲浦保育園の高台移転に関しましては、避難者数のほうではなくて今現在の園児数に見合った施設となりますので、現保育園よりやや縮小した施設となりなると思います。以上です。
議長	(福島 登 議長) すいません。質問がね、想定した計画、まず1番最初に想定した計画しているのかってということで、可能という話になったやん。そういう想定まだしてないんだったら、はっきりした答弁をせんと。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 避難所の人数を想定はしてません。保育園の園児数に応じた施設の大きさ、規模になっています。
議長	(福島 登 議長)

	違う違う。避難所と想定した計画をしようかどうかというのが趣旨の質問。そやから想定をした計画がされてないんやったらされてないと言わないかん。計画しようわけ？そういう避難所とするという計画を。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) すいません。避難所の想定はしておりません。以上です。 (執行部側自席より、…の想定はできておりません。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) もともとね、この保育園の高台移転で避難所とするような計画になっちゃなかね。そういうことを答弁せないかん。まだそういうことでないんやったら、そういうことじゃないと答弁せないかんし。どうなっちゃう。それをちゃんと説明しちゃらないかん。 (執行部協議あり) 可能と言うてしもうたからおかしなことになっちゃう。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) すいません。質疑にお答えします。 有事のときに避難場所としては、活用していただいて構わないんですけど、想定はしておりません。以上です。
議長	(福島 登 議長) できた暁にはね、避難しても構わんということを言いようわけやろ。

住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) (自席より) 構わないんですけど、人数とこういうのは想定してない。
議長	(福島 登 議長) もう1回そしたら廣田斎史君、2回目の質問をもう1回しちゃってください。ちゃんと分かるように。再問をもう1回しちゃってください。分かるように。 まずそういう想定の子育園ではないということを使うたよね。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) そうですね、学校とか子育園っていう施設はそういう非常な災害時には避難施設になり得るっていうのが考えと思うんですが、それに対してやっぱ考えたときに、うちのやっぱし甲浦地区では高台がすごい少ないところで、甲浦子育園の今後の建設予定地は、それに見合う場所になると思うんですが、せっかく造るんやったら、そういう災害も想定の中に入れた計画っていうのを進めているのかということをお願いします。
議長	(福島 登 議長) そこはしてないというた。そこはしてないという答弁やった。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 計画してない。してない…してないですか。折角つくる
議長	(福島 登 議長) 最初の質問で、想定した計画をしているのですか、してません

2 番議員	という答弁やね。 それを受けて再開するんやったら、再問をもう一度やってもいいと思う。 うん。してませんの中で再問が (廣田 斎史 議員) してませんですか。してなかったらしないじゃあない。 じゃあないです。もう次移ります。 ④です。 政府は2025年度当初予算案で、避難生活に起因する災害関連死を防ぐため、避難所の環境改善に向け、全国の自治体に対し、防災備蓄品の導入を補助する、2000億円を超える地方創生交付金を計上しました。 対象となるのは、水洗式の便器を備えた移動式のトイレ、段ボールベッド、暖房器具、炊き出しセット、プライバシーを確保する仕切り、洗濯ができるランドリーカー等がありますが、本町では今年度は何を整備する予定か伺います。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 廣田議員の御質問にお答えいたします。 エアーテント3基の購入を予定しております。 これは緊急時や災害時に素早く設置でき、救護所や災害対策本部などに利用できるものです。以上です。

議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。 2 番、廣田斎史君の質問が終わりました。 (質問終了時間：1 3 時 5 8 分) 続いて、すいません。 ここで休憩します。再開は、2 時 1 0 分です。 (休憩時間：1 3 時 5 8 分) 休憩前に引き続き一般質問を行います。 (再開時間：1 4 時 1 0 分) 3 番、安岡良仁君の質問を許します。 件名は、マイナポータル利活用についてほか 6 件であります。 答弁者は、担当課長ほかとなっております。 3 番、安岡良仁君、質問を始めてください。 (質問開始時間：1 4 時 1 0 分)
3 番議員	(安岡 良仁 議員) いいですか。大変お疲れのところすいません。 何点か、一般質問をさせていただきます。 まず、マイナポータルの利活用についてお聞きをいたします。 この前マイナンバーカードと運転免許証及び運転経歴証明書 の一体化が今月の 2 4 日から、全国で運用を開始されます。 そこで、何点か質問をさせていただきます。 まず 1 点目でございます。 マイナ免許証の手続はどこの機関でどのようにするのか、お伺 いをいたします。

議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質問にお答えいたします。 手続期間につきましては、免許センターもしくは警察署になります。 また、手続に必要なものはマイナンバーカード、運転免許証、署名用電子証明書のパスワード、これは6桁から16桁の英数字のパスワードでございますが、必要になります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 手続については、再問です。 運転免許センターか、直の警察署で申請手続をするということをお聞きをしました。 その中で、署名電子証明書等免許情報の紐付けをしなければならぬとお聞きをしたんですけども、この紐付けというのはどこですることになるのでしょうか。お伺いします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長)

	安岡議員の質問にお答えをいたします。 署名用電子証明書、すいません、紐付けでございますが、これはまず免許センターで行います。 そしてもしくはですね、御自身がマイナポータルサイトに入っていただきまして、紐付けができるということになります。そのときには、スマートフォンにマイナンバーカードを読み込ませて、暗証番号4桁を入れて、進んでいくということになります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 二つ目の質問に入ります。 運転免許証の保有、所持する選択は3通りあると聞いておりますが、内容についてお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質問にお答えいたします。 保有の選択は、別紙の黄色のリーフレット、この黄色のリーフレット、名前がですね、マイナンバーカード免許証として利用できるようになりますというものでございます。を御覧ください。 下段に記載しております、免許証は選べる3タイプという欄でございますが、まず免許証のみ、次にマイナ免許証のみ、そして、

	その両方の保有となっております。これらいずれかを選択することができます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 選択肢が 3 つあるとお聞きをしました。この 3 つのうちにどれが 1 番住民にとってメリットがあるのか、お伺いいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質問にお答えをいたします。 メリットでございますが、これはもう本人が 1 番いい方法っていうことになりますけども、まず免許証のみは今までどおりでございます。 そして、前の免許証は現在、すいません、運転をする場合ですね、運転免許証、もしくはマイナ免許証をどちらかを携帯しなければいけませんので、マイナ免許証の場合はマイナカードのみで運転ができるということになります。 そして両方も持つことにはなりますが、例えば身分証明書、それとも資格確認の上ですね、どこかの雇用事業者さんが運転免許証を見せていただきたいときには、マイナ免許証のみでは、その情報が顔写真と一目で、今現在運転免許一目で分かるんですけども、それが全く分からないので、マイナ免許証はどこかで、マ

	イナポータルサイトでその情報を印刷するという形、それかスマートフォンで映し出して事業者さんに見せるという形にはなっていないので、人それぞれちょっと考え方によってメリット、デメリットはございます。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。安岡さん、今のは 2 番の再問だったんですか。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) そうです。
議長	(福島 登 議長) 2 番の再問やったんですね。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) この選択肢というのは人それぞれということで、いろんなメリット、デメリットがあると思うんですけども、それで 3 点目に移ります。 このマイナ免許証を保有するメリットについてお聞きをします。ちょっとお聞きをすると、更新時の講習の受講とか、ワンストップサービスとかいろいろ聞くんですけども、詳しく内容をお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。

住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質問にお答えをいたします。 先ほどのリーフレットの裏面を御覧ください。ここにはメリットについて4つ記載されております。まず、メリット1には住所変更が楽に、となっております。これは氏名住所または生年月日の変更は自治体に届けるだけで完了するという事で、その次に運転免許センター、警察等での変更手続きが不要になります。ただし、これは先ほども申し上げましたが、事前に本人がマイナポータルサイトで、住所とそれと戸籍の情報を連携できるように使えるようにするための手続きをマイナポータルサイトで御自身が行う必要がございます。 次にメリット2には、オンライン更新時講習は受講可能となっております。オンラインで受講ができるということでございますが、しかしこれは誰でも受講できるわけではなく、その欄の下段に小さく優良運転者と一般運転者のみが受講できることになっております。初回の方とか、違反者はできないということです。 次にメリット3には、住所地以外での更新の迅速化、申請期間延長となっております。これは今現在でも行われておるんですけども、住所地以外の免許センターで行うことができる免許証の更新手続きが迅速化されます。これは住所地以外の免許センターで即日交付が可能ということになります。今まではこういう運転免許証という、紙ベースなんですけども、その場合はですね、免許更新には3週間程度かかるということになっております。 そしてメリット4には更新手数料が安くということでございます。これは更新に限ることでございますが、マイナ免許証は、現在の免許証と比べて手数料が約700円、正確には750円で
-------------	---

	すけども、安くなります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) ちょっと再問いたします。 更新時の講習をオンライン受講が可能になるということの中で、有料運転講習者と一般運転者という説明があったんですけれども、そのほかに必要要件というのはあるんでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質問にお答えいたします。 要件ということですが、優良運転者の一般運転者の場合はですね、オンライン講習が受けれる。 オンライン講習ではなくて、今までどおり警察署、免許センター等で受講ということもありますが、その要件はありません。 (執行部側自席より、要件って本人ってことじゃないとの発言あり) そうです、運転免許者本人です。 更新する場合は必ず警察署、免許センターで、受講を受けなければいけません。 優良運転者は短い、ちょっと時間忘れましたが短い時間でもう講習は終わりと、一般運転者はその倍ぐらいあるのかな、1 時間

	ぐらい講習を受けなければいけない。ほんで違反者はもっと時間を受けなければいけないってことがあります、その中の優良運転者と一般運転者がオンラインでも受講ができると。 警察署に足を運ばなくてもいいということです。 ちなみに、オンラインで受講してもですね、すいません、手数料200円かかります。 そして、最終的には視力検査も受けなければ運転免許証をもらえませんが、最終的にはどうしても免許センターか警察署に行き、200円の手数料も払って目の検査をするということにはなります。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 先ほどメリットをお聞きをしたんですけれども、このマイナ免許証を保有するちょっとデメリットがあればお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 4 番。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。

住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質問にお答えいたします。 デメリットにつきましては、主にマイナ免許証を紛失した場合でございます。 マイナ免許証を紛失した場合には、まず、自治体において先にマイナンバーカード再発行してもらい、さらに警察署、免許センター等において運転免許証の手続を行う二重がございます。 また、マイナ免許証の運転免許証の内容は、また次に、マイナ免許証の運転免許証の内容はＩＣチップに内蔵されるため、現在ある免許証の形の顔写真などの情報が目視ではできなくなります。ですのですぐに情報を確認することができません。その情報を確認するためには、先にも申し上げましたが、インターネットにおいてマイナポータルサイトにアクセスをするのか、もしくは、今後提供されるマイナ免許証読み込みアプリというのがあるんですけども、それを御自身のスマートフォンに取り込んでいただきまして、そこから確認するという方法になります。その際ですね、そのアプリでは、運転免許証の暗証番号が必要になります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ３番、安岡良仁君。
３番議員	(安岡 良仁 議員) 再問いたします。 なかなか手続が難しそうですね。 再問いたします。このマイナ免許証を紛失した場合、再発行に

	時間がかかるとお聞きをしますが、このマイナ免許証のみを選択した方については、再発行ができるまで、道交法ではどんな違反になるのか、お伺いします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質問にお答えをいたします。 マイナ免許証を紛失した場合は、それで運転をしますと、免許不携帯ということになりますので、マイナ免許証が届くまでは運転ができないということになります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 5 点目の質問に移ります。 また、昨年5月6日からマイナポータルを利用してマイナンバーカードと国家資格を紐付けることとなっておりますが、現在、紐付けできる国家資格とはどんなものがあるのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長)

	安岡議員の質問にお答えいたします。 まずは、別紙青い資料の国家資格等のオンラインデジタル化の開始についてという資料がございますが、この２ページ目を御覧ください。 この資料はデジタル庁の資料でございまして、今現在ちょっと上段のほうに書いてますが、令和７年２月の２５日時点の資格というふうに書かれております。 現在、紐付けできる国家資格は、真ん中の図の左の順番に介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、次に社会保険労務士、次に保険医、保険薬剤師でございます。 なお、令和７年度以降は７７の国家資格、下段の米印２にありますように字が少し小さいですが、そこに医師から始まり、ずっとって保健師、保育士、行政書士などが紐付けられる予定となっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ３番、安岡良仁君
３番議員	(安岡 良仁 議員) ６番目の質問に移ります。 このマイナンバーカードと国家資格を紐付けることで、どんなメリットがあるのかお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長)

議長	安岡議員の質問にお答えをいたします。 先ほどの資料の３ページを御覧ください。 まず、オンラインにおいて新規取得とかの申請ができるようになります。 これは先ほども出ましたが、マイナポータルサイトにより資格の新規取得、または住所または氏名等の変更もできるようになります。 次にその下ですが、添付書類は省略することができます。申請時には、住民票や、戸籍に関する書類の提出が求められる場合がございますが、それらは添付の省略することができます。 次に、オンライン決済っていうものに対応しております。これは申請時なんかの手数料がオンライン決済できるということになっております。 そして２段下段ですけれどもデジタル資格証を利用できるということでございます。 これは本人がどこか雇用で事業所に資格証明を求められたときには、従来、紙ベースで確認するということでございますが、紙ベースのほかにですね、スマートフォンでの電子データによる資格証明が可能となり、事業所等は、その提示を受けた電子データにある二次元コードっていうものがあるんですけども、それにおいて、事業所がマイナポータルサイトでアクセスしていただきますと、その資格証明に係る資格確認、そして真正性、正確性ですね、それと偽証、偽物かどうかっていう確認もできることになります。以上でございます。 (福島 登 議長) ３番、安岡良仁君。
----	---

3 番議員	(安岡 良仁 議員) 大きい 2 番の質問に移ります。 公職選挙法の寄附禁止について伺いをいたします。 町会議員の任期もあと 1 年を切り、来年 1 月には一般選挙が行われる予定であります。全国的にも町村議会議員は成り手不足が深刻化しており、本町でも過去 3 回無投票となっています。 このような状況の中、次期議会議員選挙に立候補を予定されている方もおると思いますので、後で知らなかったと取り返しがつかない場合もありますので、公職選挙法に抵触する恐れがある寄附行為について何点か伺いをいたします。 まず 1 点目でございます。 公職選挙法第 199 条の 2 では、公職にある者、候補者、候補者になろうとする者は、選挙区内にある者に対して、時期を問わず、どのような理由をもってしても寄附することは厳しく禁止されております。 候補者や、現に公職のある者が選挙区内にある者に寄附することは、公職選挙法では禁止をされていますが、家族のある妻や子供の名前で寄附することは、公職選挙法に抵触しないのか、伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の御質問にお答えさせていただきます。 安岡議員御指摘のとおり、公職選挙法第 199 条の 2 第 1 項で

	は、公職の候補者または公職の候補者になろうとする者は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはならないと規定されています。 いかなる名義をもってするを問わず、とはどのような理由をもってそれを問わずという意味であり、公職の候補者等の行う寄附であれば、経済活動として行うものであっても、全て本条に違反すると解釈されております。 家族など他人名義であっても、実質的に候補者等が寄附するものである限り禁止をされております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) ちょっと確認なんですけれども、妻や子供の名前であっても、実質的には公職のあるもの、候補者等が寄附するものであれば、禁止をされているという解釈でよろしいでしょうか。お伺いします。 それと、こういった場合、選管としてどのような判断基準をしているのか、お聞きします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の再問にお答えさせていただきます。 先ほども答弁をさせていただいたとおり、家族など他人名義で

	あっても実質的に候補者が寄附するものである限り禁止をされておりますということで、家族本人さんの寄附であればそれは家族さんのものになりますので、禁止とはならないと考えております。 選管としてですけれども、司法になりますので、選管としては対応についてはちょっとここでは答弁を控えさせていただきます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 二つ目の質問に入ります。 町内など、いろんなイベント、納涼祭などイベントがありますが、そのイベント等に寄附することは公職選挙法に抵触をするのか。 また、公職のある者が経営する店舗、事業所、会社名で寄附する行為は公職選挙法に抵触するのかお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の御質問にお答えさせていただきます。 公職選挙法第 1 9 9 条の 2 第 2 項では、公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもってするを問

	わず、これをしてはならないと規定されておりますので、候補者の名義で寄附をすることは禁止をされております。 また、同法第199条の3では、公職の候補者または公職の候補者となろうとする者が、その役職員または構成員である会社、その他の法人または団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示し、またはこれらの者の氏名を類推されるような方法で寄附をしてはならないと規定されておりますので、役職員、構成員である会社や団体が氏名を表示して行う寄附、名前などを冠した会社、団体が選挙に関して行う寄附も同様に禁止をされております。 候補者が経営する店舗名、事業所名で寄附をする場合は、候補者の氏名が類推されるような方法でない限りは、本条の規定には違反しないものでございます。 以上です。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 公選法の寄附行為に抵触するといういろいろな項目があるんですけども、最終的にですね、こういった事項についてはグレーゾーンという判断がございます。 このグレーゾーンの判断は、行政・司法がどこの機関が行うのかお伺いします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。

総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の再問にお答えさせていただきます。 白黒の判断については司法でございます。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 三つ目の質問に移ります。 公職選挙法第 1 9 9 条の 3 では、公職の候補者、公職である者または公職の候補者となろうとする者が事業所、店舗名または会社で選挙区内にある者に対して、いかなる名義をするを問わず、これらの者の氏名が類推されるような方法で寄附はしてはならないと規定をされております。 この氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならないとは、どのように解釈してよいのかお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の御質問にお答えさせていただきます。 公職選挙法第 1 9 9 条の 3 では、公職の候補者または公職の候補者になろうとする者が、その役員または構成員である会社、その他の法人または団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの氏名を表示またはこれら

	の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならないと規定されております。 氏名が類推されるような方法とは、直接候補者等の氏名の表示がなくても、その会社、その他の法人または団体名を記載することによって、その氏名が類推されるような場合に、その会社名等を記載することを言います。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 質問はここまでにしておきます。 次に、大きい三つ目の質問に移ります。 小中学校の空調冷房設備の設置についてお伺いをいたします。 小中学校の空調設備については、近年、全国的に設置が進んでいる状況にあります。背景には、地球温暖化による気温の上昇や子供たちの教育環境の改善といった目的があります。 文科省の調査によると、公立小中学校の普通教室における空調設備の設置率は、令和 6 年 9 月現在で 99.1% に達しております。 しかし、体育館においてはまだ低い状況であります。 12 月でも空調関係の関連質問をさせていただきましたが、今回何点かお聞きをいたします。 小中学校の普通教室、特別教室については、全国的に高い設置率になっておりますが、体育館については、全国では設置率 22.1% となっております。

議長	(福島 登 議長) ちょっと待ってくださいよ。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 18.9 はちょっと間違いですので、すいません。
議長	(福島 登 議長) これが間違うとんの。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、22.1%で訂正をよろしくお願いします。 しかし、大都会である東京都は88.3%、約9割に近い設置率となっております。東京都でいえば、ほとんどが設置をされている状況にあります。 都会と地方との教育環境の格差が広がっている状況にあります。 先般、私もテレビで見た中で、国の予算委員会の答弁でも義務教育施設の空調設備の設置については、加速化を図っていくとの話をお聞きしました。 空調設備の設置には設置費用、維持費用が多額になると思いますが、近年の猛暑の状況を考えますと、児童生徒の生命を守るためにも、本町の小中学校の体育館等への空調設備の設置は急務であると考えますが、教育長のお考えをお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 蛭子教育長。

教育長	(蛭子 浩久 教育長) 安岡議員の御質問にお答えをいたします。 私も安岡議員と同様に、児童生徒の命と健康を守る上で空調設置は必要だと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 前向きなお答えを頂きましたので、これ以上質問をするのもちょっとあれなんですけれども、大きい2 番に移ります。 昨今、猛暑対策や災害時の避難場所としての活用といった観点から、体育館への空調設備設置に係る財源措置が講じられておりますが、そういった制度の活用なども含めて教育委員会の中で検討する考えはないのか、また検討されているのかお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 蛭子教育長。
教育長	(蛭子 浩久 教育長) 安岡議員の御質問にお答えをいたします。 空調設置につきましては各学校からの要望もありまして、今検討をしているところでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)

3 番議員	3 番、安岡良仁君。 (安岡 良仁 議員) 前向きな答弁を頂きました。 ちなみに、国の補助率も 3 分の 1 から 2 分の 1 に上げられる予定であると聞いております。 財政的に厳しいのであれば、残り 2 分の 1 を地方債とかいうような財源手当てを含めて、また前向きな考えをしていただきたいと思います。 次再問ですが、
議長	(福島 登 議長) 再問？
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい。これはちょっと、教育長に。 あと、財源的な問題は教育委員会部局でなく、町長部局でありますので、今後補助金、交付税措置とか、国の財源措置の動向を見極めながら、前向きに対処していただきたいと思います。町の考えをお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 執行部の考えを聞くということやね。同じことで。 (自席より、これは町長部局。との発言あり) よろしいですか、執行部。 長崎町長。

町長	(長崎 正仁 町長) 安岡議員の再問にお答えをいたします。 この近年のですね、やっぱこの猛暑の中で体育館へのエアコンの設置というのは数年前から出てきております。 それ以前にですね、全ての普通教室、特別教室にはですね国の手厚い補助もありまして、まだ整備が特別教室が進んでないところもあるんですけども、ほぼほぼ本町でも設置をしている。いよいよ体育館に向けて整備をしないと夏場なんか体育ができないような状況でございます。 ただですね、昨年まではですね、その補助の内容が先ほども言われましたとおり3分の1はつくんだけど、その手前で断熱材は単費で入れなさいと。断熱材が入った上での補助というちょっとハードルが高かったんですけども、先ほどおっしゃられましたように、国の補助率も上がってきておりますし、今有効な起債事業でいうと、緊急防災減災事業債なんですけれども、これも令和7年度が一応期限ということであります。 ほかにもですね、学校施設の環境改善交付金ですとか、スポーツ振興くじ助成金だとかいろいろあるんですけども、1番ですね、本町に見合った財源につきましても教育委員会のほうでも話もしていただいてですね、最終的にどこから優先でやっていくのか、財源はどれにするのかといったことを話もしていただきながら、そういった具体的な話を持ってきていただいた上で検討していきたいというふうに思ってます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) 大きい4点目に移ります。 特定地域づくり協同組合の事業についてお伺いをいたします。 本町でも、東洋町特定地域づくり事業バツグン協同組合が設置をされております。この事業については、同僚議員から、先ほど質問がございました。重複するところもあるんですけども、お答えをお願いしたいと思います。 特定地域づくり事業協同組合とは、本町のように人口が急減している地域において、雇用機会の創出、若者が移住者の定住促進、地域経済の活性化に向けて、地域産業の担い手を確保するために本町でも設置をされております。 ここで、何点か質問をさせていただきます。 重複するところはあるんですけども、もうそのまま質問に移ります。特定地域づくり事業には、地域の農林水産業、商工業、観光振興に関する事業とか、地場産品の開発販売、地域における生活環境の整備に関する事業など、多々あるんですけども、先ほど答弁の中に、28事業所登録されて8事業所と契約をされているとお聞きをしましたが、本町ではどのような事業を特定地域づくり事業のバツグン協同組合で行っているのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡員の御質問にお答えします。 バツグン協同組合は、中小企業等協同組合法に基づき設立をさ

	れており、各組合員である事業所をこれは町内 28 組合になります すが、労働派遣法に基づく労働者派遣事業を行いまして、派遣職 員は様々な業種の派遣先において働かれていますところでは。 また主な派遣先の業種としましては、宿泊業、飲食店、農業、 水産業、製造業などがございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 二つ目の質問に移ります。 この特定地域づくり事業協同組合制度の仕組みについては、理 解されていない方が多々住民の方も含めておられますので、今回 この場をお借りしまして、簡潔に分かりやすく説明を求めます。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。 (自席より、議長、議長との声あり) なんですか。 (自席より、スピード落としてゆっくり…との声あり) はい。わかりやすくということで、よろしくお願いします。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の御質問にお答えします。 特定地域づくり事業は年間を通じた仕事がない、安定した雇用 環境や一定の給与水準を確保できないといった人口急減地域が 抱える課題を解決するために、特定地域づくり事業協同組合を設

立しまして、町内の繁忙期が異なる様々な仕事を組み合わせること
とで、通年の雇用創出し、さらには組合が正職員として雇用する
ことで安定した雇用環境と、一定の給与水準を確保しようとする
ものでございます。

具体的な仕組みについて御説明いたしますと、組合員である事
業者は組合から職員を派遣してもらうかわりに、組合に対しまし
て派遣利用料を支払います。

これは業種により異なるわけですが、1時間当たり約1000
円から1300円程度の利用料となっております。

事業者が支払うのは、派遣職員への賃金ではなく、組合に対す
る派遣利用料となりますので、社会保険の負担や手続などをする
必要はございません。

それらについては全て組合のほうで行っております。

また、組合から派遣職員に支払われる賃金については、労働者
派遣法に基づく労使協定方式を採用しており、業種ごとに国が示
す基準賃金以上の水準で設定をされております。

このことにより、派遣職員の一定の給与水準が確保されるとい
う仕組みになっております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

よく分かったと思います。

次に、この利用料の説明があったんですけども、1000円
から1300円、先ほど同僚議員からの質問もあったんですけども、これは事業によってまちまちということで理解をしてよろ

議長	しいでしょうか。はい。 次に三つ目の質問に入ります。 特定地域づくり事業協同組合の制度を利用するメリット、デメリットについてお伺いをいたします。 (福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の御質問にお答えします。 本事業の制度は地域外の人材が、この地域で安心して働ける環境をつくり出すことができる仕組みとなっております。 具体的には複数の仕事を組み合わせることで、年間を通じた仕事を創出し、また組合が正職員として派遣職員を雇用することで、一定の給与水準が確保できるといったことがあります。 さらに、地域外からの人材を採用することで、少子高齢化、人口減少が進む本町において、様々な事業所で課題となる人材不足の解消にも役立つものと捉えております。 なお、制度上の課題としましては、バツグン協同組合は、派遣職員の一定の給与水準を確保するために、労働者派遣法に定められる労使協定方式を採用しているため、法令で定められた水準以上の賃金を支給するためには、それ相応の派遣利用料を派遣利用者から頂く必要があります。 これは利用者の負担が大きくなっているということとなっておりまして、現在は高知県の交付金を活用することで、利用者の負担は抑えられておりますが、事業を恒久的に行っていくためには、こうした賃金水準について、全国とこの地域とのギャップを

	埋めていくなど、組合員の負担軽減策を考える必要が今後あると 考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 答弁を頂きました。 一定の給与水準を、再問です。一定の給与水準を確保するとい うことで、先ほどの質問の中で月額 1 7 万 5 千円程度支給される とお聞きをしました。この 1 7 万 5 千円で、町外から来た方が生 活をやっていけるのかどうなのか、町のほうでちょっとお考えが あればお聞きをします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の再問にお答えします。 月額 1 7 万 5 千円程度が月の収入見込みということになりま すけども、それをカバーするために家賃補助とか、そういった制 度を活用していただいて、この地域に定住とか移住に繋がればと いうふうに考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) 一定の給与水準も今後上げていくという考えをお願いをしておきます。 次に四つ目の質問なんですけれども、本町の特定地域づくりバツグン協同組合の運営の情報公開とか、地域住民との連携、運営上の課題があればお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の御質問にお答えします。 バツグン協同組合についての情報発信は組合のホームページやSNSのほか、移住スカウトサイトでありますスマウトなどを活用しながら行われております。 組合と地域住民との連携についてですが、過去の事例としまして、派遣職員が甲浦中学校の授業において、キャリア教育の一環で地方移住やマルチワークに関するテーマで、講義を行ったことがございます。 そのほか別の職員により、小学生対象のサッカー指導や水泳の授業での指導なども行われており、派遣事業以外においても、地域貢献を行っているところです。 さらに令和5年度より、町から移住定住相談業務を委託しており、その一環で町内空き家情報の掘り起こしについても行っていただいております。そのため、バツグン協同組合より、地域の方に対して、活用できる空き家について情報提供などをお願いしているところでございます。

	運営上の課題としまして、派遣職員の確保、派遣職員の住宅の確保、派遣職員の働き先の確保の三つが継続的な課題となっております。このため、引き続き関係機関との連携や、町に関する情報発信を強化することでこれまで以上の地域に根差した雇用の安定と、移住定住促進を目指しているところでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 安岡さん次に移りますか、次に移るんですか。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) (自席より) 次に移ります。
議長	(福島 登 議長) ちょっとほな休憩させていただいていいですか。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) (自席より) 時間はなんぼありますか。
議長	(福島 登 議長) 質問が 4 5 分、すいません、2 5 分、答弁が 1 2 分、すいません。 答弁のほうが短い。 いいですか。 ここで休憩します。再開は 3 時 1 5 分です。 (休憩時間：1 5 時 0 5 分)

	休憩前に引き続き一般質問を再開します。 (再開時間：１５時１５分) ここで執行部にお願いしときます。安岡さんの質問の残も含めてですね、答弁時間なかなか短うございますので、簡潔によろしくお願いしたいと思います。 ３番、安岡良仁君質問を始めてください。 (安岡 良仁 議員) ５つ目の質問に移ります。 自然休養村管理センターの今後の利活用についてお伺いをいたします。 白浜海岸に建設をされております、自然休養村管理センターについては、昭和５７年に建設をされ、約４２年が経過をしております。この建物については、何度か改修等を行ってきましたが、今回約２億円をかけて改修される予定であります。 それで何点かお伺いをいたします。 今回の自然休養村管理センターの改修の目的、改修後の事業計画について、詳細な説明を求めます。
３番議員	
議長 産業建設課長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。 (大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の御質問にお答えします。 自然休養村管理センターは昭和５７年に建設した施設でございます。現在に至るところで経年劣化が進んでおり、施設の内装、外壁など、大規模改修を実施することによって、施設の安全

	性及び利用価値を高めていきたいと考えております。 改修後につきましては、この施設をはじめ、白浜エリアには道の駅東洋町のほか、海水浴場やキャンプ場などアウトドアも充実をしております。 またアウトドア以外にも、食の体験事業や子供たちの居場所づくりなどを加えることで地域内外の交流を促し、新たな交流関係人口を創出する施設を目指していきたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 詳細な説明ということで質問したんですけれども、先ほど 1 階は休憩室、厨房、温浴施設サウナの改善、また二階は子供の居場所ということで説明を受けたんですけれども、この施設がですね、改修されたら運営管理はどんなふうを考えているのか、お伺いいたします。
議長	(福島 登 議長) 運営管理。再問ですか。 (自席より、3 番でやりますとの発言あり) 運営管理、3 番に入っとるもんね。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) それでは 2 番に移ります。 財源は補助金、地方債、借金で予算措置がされておりますが、

議長	具体的な財源の内容、また将来の財政負担の考え方をお聞きをいたします。 (福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の御質問にお答えさせていただきます。 総事業費約1億9746万1千円に対しまして、2分の1に当たる9873万500円の国の補助金、残り2分の1の9870万円に過疎対策事業債を充当する予定でございます。 国の補助金は、従前のデジタル田園都市国家構想交付金からいくつかの変更がなされました、新しい地方経済・生活環境創生交付金、第2世代交付金の拠点整備事業のメニューを活用する予定であり、補助限度額3億円の補助率2分の1となっております。 また、事業完了後の後年交付のため、今回の予算には計上しておりませんが、高知県地域環境振興交付金を活用する予定となっております。 この県交付金は、グランピング整備事業と休養村改修事業をまとめて申請する予定で、交付金算定事業費上限額の1億円に対し、6分の1の1666万6千円が交付予定となっております。 現在の見込みではございますが、国県補助金や過疎対策事業債の交付税措置を考慮した休養村改修事業の総事業費に対しまして本町の実質的な負担額は2313万9千円となります。 将来負担につきましては、過疎対策事業債の償還年数を長く設定し、負担を平準化することを考えております。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 今の説明で、県の補助金が予算化されてないということで、県の補助金が予算化されたら、借金が減るという考え方でよろしいんでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 再問ですか。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問です。
議長	(福島 登 議長) 再問やね。築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の再問にお答えさせていただきます。 県の交付金が決定しましたら、歳入で受け入れることができますので、実質負担額は減額されると考えております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員)

	3つ目の質問に移ります。 この改修された後の自然休養村管理センターの施設管理の方法、今後の経営状況及び収支計画について伺いたしますが、当初予算で予算化をされていますので、ある一定のシミュレーション、収支計画はできていると思いますので、詳細な説明を求めます。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の御質問にお答えします。 近年、自然休養村管理センターの利活用は、ゴールデンウィークや夏場に開く温浴施設、道の駅東洋町が惣菜をつくるため厨房の使用、夏休みを利用した守口市、東洋町の子供交流事業にとどまっております。このような中、包括協定を結んでいますファウンディングベースより、施設を十分に活用していくため、必要な御提案を頂きました。また、この施設を存続させていくには年間を通して、利活用ができますよう、指定管理者などにより民間の力を借りていければというふうに考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) もうこの施設の管理運営については、指定管理制度を活用する

	という答弁であったんですけれども、これ年間通して経営をやっているということのお話の中で、1 年通して閑散期というものがありますわね。冬場、この閑散期の時期にはこういった計画をしているのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 再問やね。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問です。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の再問にお答えします。 閑散期につきましては体験事業、これは年間通して事業が実施できるものと思っております。また、2 階を改修をする子供の居場所につきましても、年間を通して活動ができるように考えておりますので、それに加えて調理場のほうでは引き続き、道の駅東洋町の惣菜づくりとして活用していただきたいというふうに考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番。安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員)

	6 番目の質問に移ります。 グランピング事業の整備についてお伺いをいたします。 現在、市町村がグランピング施設を経営することは、地域の活性化、観光振興の手段として注目をされております。 しかし、事業を進めていく中で、いろんな課題等もございます。初期投資と運営コスト、専門知識と人材の確保、集客とマーケティング、繁忙期と閑散期との差などいろんな課題がございます。 また、グランピング施設の建設運営は地域住民の生活環境や景観にも与える影響があり、地域住民との十分なコミュニケーションと合意形成が必要不可欠であります。 そこで、何点かお聞きをします。まず、本町で計画しているグランピング事業の事業内容について、詳細な説明を求めます。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の御質問にお答えします。 このグランピング整備事業につきましては、白浜海岸の津波避難タワー横のスペースを活用しまして、ドーム型テント3棟とアウトドアサウナ1基を整備するものでございます。 ドーム型のテント内には冷蔵庫、ベッド、エアコンなど、設備を完備し、また地元食材を活用した食事のサービスの提供も予定をしております。 このグランピングは一般的なキャンプと比較しまして、設備やサービスが充実しており、初心者でも安心して手軽に楽しめるほか、準備の手間が不要で身軽に利用できることが大きな魅力でござ

	ざいます。 この整備により、これまでのキャンプ利用者とは異なる新たな客層の獲得が期待でき、特にアウトドア初心者やファミリー層など、本町を訪れる機会の少なかった層にも訴求できるコンテンツであり、快適な宿泊環境が整っているため、寒い季節でもアウトドアの魅力を楽しみながら室内で過ごすことが可能で、本町の課題である閑散期の集客にも期待ができると考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) ちょっと重複するところもあるんですけども、先ほど事業内容について説明を受けました。 この本町でこのグランピング事業を進めていく中で、ターゲット層、若年層とお聞きをしました。また、このニーズに基づいたコンセプトとは何かお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 再問ですね。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問です。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。

産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の再問にお答えします。 ニーズとコンセプトという再問ですけども、本町の課題となっております、通過型あるいは日帰りとかで観光客が帰ってしまうというような方を少しでも本町のほうに引き止めるような施策として、滞在型へのシフトを考えておりますので、そういったニーズに対応できるように、検討しているところでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) グランピング事業の事業内容等を聞きました。 滞在型ということのお話もお聞きをしました。自然休養村管理センターのときと同じ質問になるんですけども、このグランピング事業、1 年を通して、繁忙期と閑散期があると思いますが、閑散期にはどういった事業メニューを考えているのかお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 再々問やね。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい。

議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の再々問にお答えします。 閑散期以外にも繁忙期は当然あるわけですが、その中で利用料の設定を変えたりしてですね、閑散期には利用しやすいような利用設定なり、例えば平日、それに加えて平日と祝日、そういったところの利用料の設定なども検討していければなというふうに思っておりますし、冬場ならではの体験、そういったものを例えば星空の観察であったりですね、とかですね、そういった冬場ならではの体験ができるような仕組みづくりも含めて、考えていく必要があると思っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 冬場の閑散期についてはいろんな検討していただきたいと思っています。 それでは2つ目の質問に移ります。 グランピング施設を成功させるためには、長期的な視点に立った計画と地域住民との連携、環境への配慮が不可欠でございます。そういった部分も含めて、今回住民の方、特に白浜地区の方に対して事業説明を行い、合意形成が図られた結果、この6100万円の予算計上に至ったのか、経緯をお伺いをいたします。

議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の御質問にお答えします。 本事業につきましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金の事業計画を国に申請中でして、事業採択を受けましたら、地域の多様な主体の参画のもと進めていくこととしております。 具体的には白浜エリア一帯の魅力化に産官学金労のほか、住民の方の参画のもと、自然休養村管理センターとグランピング施設の複合拠点の整備を進めていきまして、さらには道の駅東洋町、白浜のキャンプ場などを含め、通過型観光から滞在型観光を目指し、交流人口の拡大、新たな旅行客を迎えることを考えております。 また長期的な視点からグランピング施設、白浜キャンプ場、自然休養村管理センターを一体的に管理運営した場合の5年間のシミュレーションでは、1年目は赤字になるものの、自然を活用した滞在型、体験型の観光コンテンツが定着されると予想される2年目以降は黒字が続く見込みとなっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 当初予算で6100万円の多額の予算が計上され、議決をされておりますので、今説明があったように、産官学、地域住民との

	協議等々を早急に行っていただきたいと思います。 それでは３点目の質問に移ります。 グランピング施設の経営、運営する中で、施設の管理、中期的な収支見通しについて検討し、運営等のシミュレーション案は作成されているのか現在、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の御質問にお答えします。 グランピング事業の収支見通しは、令和８年度から５年分のシミュレーションを作成しております。 グランピング施設単体では、令和８年度、９年度は赤字の見通しですが、令和１０年度から利用者の増により黒字に転じる見込みとなっております。 整備にかかる費用は町の施設でございますので負担はいたしますが、道の駅東洋町の指定管理者と同様に、事業収益が仮に出た場合は、一部を町のほうに納入していただくことを考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ３番、安岡良仁君。
３番議員	(安岡 良仁 議員) 収支計画では、令和８年度、９年度は赤字、１０年度から黒字に転じるということなんですけど、これ厳しく見積もった計画と

	思いますので、前向きな事業を進めていただきたいと思います。 それとシミュレーション等の案がありましたらですね、議会のほうにも資料として、できればまた今後上げていただきたいと思います。 それと、施設の運営管理していく中で、この施設については指定管理制度を活用するのかなのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 再問ですね。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい。
議長	(福島 登 議長) 執行部、答弁あとね 3 分 4 0 秒ほどです。一応言うときます。大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の再問にお答えします。 現在、甲浦海岸緑地公園は県有地でございます。県のほうから町のほうに指定管理を出されておりますので、この部分についてはそこから町から指定管理として指定管理者に、指定管理として出すことはできないというふうに考えておりますので、委託業務の契約になるのかなというふうに思っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)

3 番議員	3 番。 （自席より、質問終わったですねとの発言あり） 終わりました。次へ。 3 番、安岡良仁君。 （安岡 良仁 議員） 大きな 7 番目の質問に移ります。 本町のデジタル防災行政無線の整備の必要性について、また効果についてお伺いをいたします。 デジタル防災行政無線の整備は、住民の安全安心な生活を守るための事業でございます。その効果と利便性については、災害時の迅速かつ確実な伝達、災害時の情報収集能力の向上、また平時の行政情報無線の効率化がまだ重要な役割を果たしております。 それで何点か質問をさせていただきます。 この令和 7 年度に本庁のデジタル防災行政無線の整備工事、約 4 億 5 千万の予算を投じて実施される予定でございます。この整備工事によって、住民の安全安心な生活を守るためにどのような利便性が図られるのか、具体的な説明を求めます。
議長	（福島 登 議長） 築地総務課長。
総務課長	（築地 仲音 総務課長） 安岡議員の御質問にお答えさせていただきます。 本町では、ライフビジョンのアプリを利用し、スマートフォンやタブレットなどをお持ちの住民の方々に、東洋町の情報を御手元にお届けをしております。

	このアプリを活用し、携帯電話回線を利用して放送ができるよう整備したいと考えております。 また、緊防債を活用するため、機器更改時期を前倒しをし、3月議会へ予算提案をさせていただきました。 現在放送が聞こえにくい、またIP告知端末に不具合があるなど、老朽化等による様々な問題に直面しております。 デジタル防災行政無線の整備により、有事の際は、ライフビジョンを利用し、庁舎外からでも放送が可能となります。 また、停電が発生しても、インターネットにつながるスマホやパソコンなどから放送ができるため、遅延なく、また72時間のバッテリー搭載により確実に情報をお届けできるようになります。住民の安全安心な生活を守ることにつながるものと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 時間は・・・
議長	(福島 登 議長) 安岡さんどうぞ。
3番議員	(安岡 良仁 議員) いけます？
議長	(福島 登 議長)

3 番議員	はい。 (安岡 良仁 議員) 今、答弁を頂いたんですけども、この現在の防災行政無線機器の老朽化もございます。現在の防災行政無線のシステムでも、ライフビジョンとかいろいろお聞きをすることができます。今回、この4億5千万をかけて整備することですが、今の防災行政無線等整備した4億5千万かけたシステムの改修の大きな違いというのはどこがどんなメリットになるのかお伺いします。
議長	(福島 登 議長) 再問です。 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の再問にお答えさせていただきます。 防災行政無線のほうは、現在、事業者より急速メンテナンス終了とし速やかに各整備の電源を落としたいとの考えを示されました。そのことによりまして、防災行政無線とIP告知の端末を一体化した設備というような事業となります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員)

	私がちょっと質問した内容と答弁がかみ合わないところがあるんですけども、もうちょっと再問をさせていただきます。 こういった地域住民への利便性、安全安心な生活を守るための整備であるんですけども、この４億５千万の予算をかけて事業を実施するに当たりですね、昨年１０月に地区懇談会がありました。 この地区懇談会において、このデジタル防災行政無線の整備についての概要説明等々を行ったのか、お伺いをいたします。
議長	（福島 登 議長） 再々問ですね。
３番議員	（安岡 良仁 議員） はい。
議長	（福島 登 議長） 築地総務課長。
総務課長	（築地 仲音 総務課長） 安岡議員の再問にお答えをさせていただきます。 地区懇談会のほうでは説明はできておりません。といいますのも、ちょっとこちら事業の検討をしております、ちょっとぎりぎりになってといいますか、ライフビジョンを使ったクラウド型ＩＰ同報システムについて、こちらのほうも、事業者の説明等により、こちらが適当ではないかという判断に至りまして、今回３月の議会での予算計上となっております。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) もう再問終わりですね。
議長	(福島 登 議長) もう終わりです。次の質問に。質問も簡潔に行っていただきたいと思います。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 最後の質問になります。 このデジタル防災行政無線整備工事費約 4 億 5 千万円に対して、緊急防災減災事業債 4 億 5 千万の地方債、借金で賄うことと、予算措置をされておりますが、本年度予算も含めて、今年度にも、数億円の大きな事業等が計画をされております。後年度に住民負担が強いられることにならないのか、お考えをお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の御質問にお答えさせていただきます。 緊急防災・減災事業債を活用するため、7 年度の当初予算として予算を計上させていただいております。 令和 7 年度において、こちらの工事費も含め、町債借入を 9

議長	億 6 3 0 万円計上しておりますが、金額が大きいこちらの事業につきましてはできるだけ償還期間を長く設定し、将来的な負担の平準化を考えております。 今後大きな事業を控えておりますが、事業を取捨選択しながら、住民負担にならないよう努めてまいります。以上でございます。 （福島 登 議長） 執行部の答弁時間が一応なくなりました。 構いませんか。 （自席より、かまなあ。との発言あり） （自席より、ほんならいいです。との発言あり） よろしいですか。 （自席より、ええ、やリーとの発言あり） いや、田島さんが口挟むところじゃないですよ。 今、安岡さんにお聞きしております。 安岡さんよろしいですか。
3 番議員	（安岡 良仁 議員） （自席より）はい、いいです。
議長	（福島 登 議長） 3 番、安岡良仁君の質問が終わりました。 （質問終了時間：1 5 時 4 6 分） 続いて、7 番、田島毅三夫君の質問を許します。 （自席より、議長、ちょっと休憩せんかとの発言あり）

	それでは、すいません、１０分間休憩をします。 再開は４時ちょうどです。（休憩時間：１５時４６分） 休憩前に引き続き一般質問を行います。 （再開時間：１６時００分） ７番、田島毅三夫君、質問を許します。 件名は、婚活対応の計画を聞くほか８件であります。 答弁者は町長、担当課長ほかとなっております。 ７番、田島毅三夫君、質問を始めてください。 はい、どうぞ。（質問開始時間：１６時００分）
７番議員	（田島 毅三夫 議員） それでは令和７年３月議会、私の田島毅三夫一般質問させてもらいます。 一つ目、婚活対応の計画を聞くということで、２点お聞きしたいと思います。 １番目、県主導での婚活イベントに町が補助金を出して参加したと思いますが、男女何人参加し成功者は何人いたのか、まずお聞きしたいと思います。
議長	（福島 登 議長） 奥村住民課長補佐。
住民課長補佐	（奥村 忍 住民課長補佐） 田島議員の御質問にお答えをいたします。 御質問のイベントにつきましては、昨年１１月に商工会青年部が企画したイベントであると認識をしております。男性１４名、

	女性 8 名の計 22 名の参加があり、町内からも 2 名の参加があったと聞いております。 イベント終了後には友達から関係づくりを始めたいという回答が 1 件ございました。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 議長、ちょっとお願いがあるが、椅子は貰えんかい。無理か。
議長	(福島 登 議長) また今後、皆さんでお話しして計画したいと思います。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問ではありませんけれども、よう頑張ったなあ、こんだけ行っちゃおうとは思いませんでした。これはまた成功者が出るように頑張ってください。 二つ目の質問に入ります。 何度提案しても放にされておりますけれども、民間による仲人によって成功したときに、いくらかの奨励金を支給する仲人制を立ち上げようではありませんか。これはもう何回も言ってますここで。もう一度言わせてもらいますが、これは成功したときに奨励金を出すものであって、無駄はありません。 その上子供ができたならその分さらに報奨金を加算すればですね、今言う仲人の方々にももっともっと皆応援してくれると思うんですよ。やりがいも出て。仲人制の成果が出るとは思います、

	町長、考えをお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 奥村住民課長補佐。
住民課長補佐	(奥村 忍 住民課長補佐) 田島議員の御質問にお答えをいたします。田島議員には従前からお答えをいたしているとおりの仲人制を導入する考えはございません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) まず再問として一つお聞きしておきますが、再問として、なぜ反対するんですか。やらないと言うんですか。理由を言ってください。お願いします。
議長	(福島 登 議長) 奥村住民課長補佐。再問です。
住民課長補佐	(奥村 忍 住民課長補佐) 田島議員の再問にお答えをいたします。 現在では個人情報の取扱いが本町のほうでも非常に厳しくなっております。 本町から仲人となる方へ、本町が保有している未婚者等の個人情報の提供がまず困難であると考えられます。

	また、昨今では、仲人などの第三者に介入されず、個人同士の意思を尊重しながら御結婚される方が増えている中での仲人制の導入について、田島議員のお考えを今後また教えていただけたらと考えるところでございます。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁をもらいました。 確かにそういう個人情報ということもあるかも分かりません。 しかしようけの今言う、こういう仲人制によってこの少子高齢化が変わっていくとなればですね、そんなことは言ってもらえないぐらいの成果があがると思います。それとまたその個人情報というのはどういうことを言うんですか。仲人がおられて、仲人さんが両方見合せていくわけですからね。ほんでそれはよその人に知らせるもんでもない、2 人と仲人さん入れて3 人のいえばですね、身内の話になるわけですからね。それをどんどんどんテレビで出してマイクで放送するようなもんじゃないんですからね。そういうことを考えていただきたいと思います。 再問としてですね、
議長	(福島 登 議長) 再々問になります。3 回目になります。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

	うん、再々問。全住民による仲人制の進展によって、町中は活性化すると考えております、私は。
議長	(福島 登 議長) 田島さん、仲人制はもうしないという答弁やったですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) なんでー。それに対してもういっぺん反論しようわけほら。 そしてひいては町外サーファーとの縁組みはしない、例えばですけどね、そういう幅が広がって
議長	(福島 登 議長) 田島さん、質問に対して範囲が広がり過ぎです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 広がり過ぎじゃないですよ。
議長	(福島 登 議長) 再問は答弁に対する再問になります。もうどんどん広がっていきますよ。それは許可できません。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 広がるのが質問じゃないのかい。答弁に対して
議長	(福島 登 議長) 違います。再問は答弁に対する再問です。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 1 回目の答弁に対して
議長	(福島 登 議長) 答弁はできないという答弁です今は。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それに対して反論しよるわけや。
議長	(福島 登 議長) 反論じゃない。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) これは反問や。
議長	(福島 登 議長) いや、再問です。 再問というのは、答弁者の答弁に対するものが再問です。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だから今言う理由に対してここで今再問再々問しよるわけや。
議長	(福島 登 議長) それを今範囲を超えとると僕は言いよる。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) どうして超えるんで。

議長	(福島 登 議長) 田島さんに言うときます。議会会議規則 5 4 条の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたりまたその範囲を超えてはならなくなっております。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) どうですか皆さん、これは
議長	(福島 登 議長) 1 回目の注意をしておきます。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) おかしいですか、皆さん。
議長	(福島 登 議長) おかしくないですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほなこの再々問はできないということ
議長	(福島 登 議長) 次の質問に移ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々問としてもできないのか。どうですか。

議長	(福島 登 議長) 今の内容ではできません。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) なんでよ。
議長	(福島 登 議長) だからもう、仲人制をしないという答弁の中でね、再問を広げていくには無理です。次の質問に移ってください田島さん。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) よっしゃほんなら 2 番目の質問
議長	(福島 登 議長) どうぞ、どうぞ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 1 回戻ろうか、席へ。
議長	(福島 登 議長) はい、2 番へ移ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) どうします。戻りましょうか、それともどうしましょうか、ここでやれるかい？
議長	(福島 登 議長)

7 番議員	そのままどうぞ。 (田島 毅三夫 議員) ほんまにだあけんど、皆さんよう聞いちょいてくださいね。 2つ目の質問です。 海の駅改革策を聞くということで、何点かお聞きしたいと思います。 海の駅の成否は出品物の豊富さによるとって考えております私は。今までずっと自分も出してきましたからね。そのためには町と販売者と生産者の協力は絶対的な必須の条件になるんですこれは。それぞれ三者がばらばらでは絶対成功しないんです。出品者名簿がなく、全員に連絡もできず、出品者の全体の会がつかれない状態です。やってくださいと言われましたけどね、店長にも。けれども自分は名簿がないもんで、皆に声をかけられないんです。出品者名簿がなく、全員に連絡できず、出品者の全体の会が作れない。町が今出品者に声をかけて、出品者の全体会議を立ち上げ、三者協議の場をつくろうではありませんか。 それを町長にお聞きしたいと思いますが、考えを聞きたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の御質問にお答えします。 三者協議の必要性につきましては日常から出品者と指定管理者の間でコミュニケーションがとれていると認識をしていると

議長	ころでございます。 以上でございます。 (福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今、店はどんどん品物が少なくなっていっている。 生物も減っている。そういう状況。あるいはまた農業に関しては、これからどんどんサルや有害鳥獣のそういう被害にあってですね、それから高齢化によってから農業者もどんどん減ってるんですよ。そういう中で今はええからと言ったって、先のことを考えたらね、それそのままおくわけにいかない。 もういっぺん答弁を求めたいと思いますがどうですか。このままいったらどうなると考えてますか、この海の駅は。人口が減っていく。それから、生産者が減ってるんですから、その対応はどうするんですか、お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えいたします。 出品者や指定管理者であるファウンディングベースから三者協議の開催の要望を現在頂いておりませんので、今のところ開催をするという考えは持っておりません。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) あのときにあなたと3人で話をしたときに、向こうの店長さんからは、
議長	(福島 登 議長) 再々問ですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々問です。 そちらのほうで何かほな皆に声をかけて集めてくださいというあれを頂いたんです、要望を。知ってますね。あなた一緒にいたときに。私もそれをしようと思うたけど、結局名簿がないから皆に連絡できなかったんです。どうしても。 それで結局もうこの3月議会でもういっぺんお願いせいということで今日まで待ってたんですよ。ほんでこのままでいったらほら、もうこのまま終わってしまうから、今出品者にだけ海の駅から連絡したりしてるらしいですけどもね、百何十人か二百何十人か知りませんがおられるというほの町の出品者たち全員に声をかけてあげて、いっぺん話合いできるような場をつくりたいと、こういうことなんです。今後どうしていくかというね、これはどうしていけないんですか。もうこのままでは高齢化してからどんどん人もいなくなります。それを防いでみんなが今のうちに何とか団結して、海の駅をええ店にしていくと。活性化させていくと。

議長	(自席より、田島さん、道の駅ですよ。との発言あり) ああ、道の駅、ごめんなさい。道の駅はね、何とかしたいと、そういう考えを持ってるのもう一度答弁をお願いします。 (福島 登 議長) はい、再々問です。 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えいたします。 現在ファウンディングベースには今後の出品者に対して瓦版などを通じて情報などを提供するとともに、例えば出品者のほうから困り事や相談事がある場合は、早期に改善、解決ができるよう取り組んでいただきたいと考えております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。次の質問に移ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 二つ目の質問に入ります。 意外性と独自性のある店にして、活性化させるにはリサイクルや希望商品の販売を求める看板の設置を求めたい。これは前回もまた12月議会にもお願いしたんですけども、前へ進まなかったもので、もう一度ここでお聞きしたいと思います。やってみませんか。

議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の御質問にお答えします。 令和5年4月から道の駅東洋町は指定管理者であるファウンディングベースが管理運営業務に当たっております。 道の駅活性化策として議員御提案のリサイクルや希望商品の販売を求める看板の設置につきましては、道の駅東洋町出品に係る取扱い規約に基づき業務が行われているところでして、この規約にはリサイクルの商品の取扱いは定められていないのが現状です。さらに、リサイクル品の保管場所や人員配置などの課題もございます。しかし、地域からの要望、売上げ利益やにぎわいなど、ある程度効果が見込まれるのであれば、指定管理者との規約の改正を含め、協議の余地はあるのではないかと考えます。 また、看板や掲示のみであれば、期間限定で試験的に実施し、効果を検証することも検討してまいりたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) なんでそれをもっと早う言うてくれんのであなたは。もう反対反対ばかりして。そういうことであればね、これはただほら、全員に知らずにもできないんですよ、名簿がないからほら。ほんでそれにあなたお願いしてるんですよ。

	町のほうから全出品者に声をかけていただいて、私たちのつくった20人のグループは私は皆に連絡させてもらいますから、後の人にはやってください。どうでしょうか。最後にお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えします。 期間限定で試験的に実施、効果を検証することも検討していきたいというようにお答えさせていただきました。 その周知につきましては、瓦版などで出品者の方に情報を提供していきたいと考えております。以上でございます。 (自席より、これ再問やったかなとの発言あり)
議長	(福島 登 議長) 再々問できます。 (自席より、もういっぺんいけるね。との発言あり) はい。7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) お聞きしますが、今の答弁にお聞きしますが、どんなんですか、私がそこへ看板立てていいんですか。やってくれという言われ方しましたが、今看板を立てるための半分ぐらいのやつをと前に言いましたが、それを持って行って自分が立てていいんですか。ほんで自分の自費でやって、ほんでわしは何してからほういうこと

議長	でいいんですか、お聞きします。
産業建設課長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。 (大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えします。 個人的に看板を設置していただくのはちょっと考えておりません。 道の駅東洋町のほうでどういう方法がいいのか、検討して看板設置は考えてまいりたいと思っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それだったらよろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 次の質問どうぞ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 3 つ目に入ります。 県の支援を受け店舗を拡幅し、販売品の多様化による出品者と客の増加を図ろうということも何回も提案してきました。それも全部、今実現しておりませんが、もう一度ここでお聞きしたいと思います。そのようにですね、店舗を拡幅して売場も広げ

議長	て、出品者の数も何も品物もようけ並べる、そういうできる開かれた店づくりをしたい。どうですか、お聞きしたいと思います。 (福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の御質問にお答えします。 令和5年度の道の駅東洋町の売上げは約2億3100万円、レジ通過者は約1億…失礼しました、18万5千人。月平均にしますと1万5400人の実績となっております。道の駅を利用される方、また売上げとも増加傾向にあると認識をしておるところです。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。私の言ってるのはそうじゃないんです。今現状はそうかもしれないけれども今これから今後ですね、農家はどんどん減ってってるんですよ。山は山でどんどん荒れてってるんですよ。漁師は漁師さんの方で、船がどんどん減っている。そういう中であなたは何でそんなこと言うんですか。今現状はそれでいいかも分からん。私将来のことを考えてるんですから。このままいったら大変なことになると。そのためにどうしたらいいかということで今提案しようなんですからね。それが全くわかっていない。今後、高齢化や耕作放棄地の増加、人口減少による生産加工出品者

	の減少は目に見えています。 今のうちに町と店と出品者が協力し合って、意見を交換し、対策を練らなければいけないと思ってるんです私は。意外性のある店づくりを支援として
議長	(福島 登 議長) それはもう終わりました。今ね、店舗拡張と増加を図るという質問ですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いちいち言うな、ほれぐらいのことは。
議長	(福島 登 議長) 範囲がね、全然移っていくんで、やはりね、ちゃんとせないかと思う。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そこまで言わいだってほれぐらいのことを質問の中に入れてもかまんやか。 説明しよんのやきに。
議長	(福島 登 議長) 3 番の質問続けてください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 何を？

議長	(福島 登 議長) 再問するんであれば再問どうぞ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今再問しよったやかねほら。ほれ止めたやかねあなたが。止めたやかね今。やらすかね？
議長	(福島 登 議長) お話が広がっていくので、3 番の店舗拡張と出品者の増加を図ろうをやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) これ時間止めとってよ。時間がないなったら困るきに。
議長	(福島 登 議長) 十分あります時間。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) どんなせい言うのこれを。
議長	(福島 登 議長) 3 番の趣旨にのって質問してください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 教えてくれて町長。 意外性のある店づくりと、そういうことでね、を構図にしてと いうか、それをスローガンにしてそれでやっていこうと。そうや

	っていきましょうということで今お願いしよるんです。
議長	(福島 登 議長) 再問どうぞ。簡潔に。再問するんであれば簡潔に言うてください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今ほやきにね、対策を練らなければいけないと思っているところまで言うたんです。その次いったらあなたは止めたんですよ。思ってますだけではいかんでしょ。そのような店づくりいたしませんか。そのために私は質問してここでやってるんですから、町として一緒になって三者が共同してやれるような店づくりしませんかと、こういうお願いしてるんです。もういっぺんここで確認したいと思います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えします。 令和6年10月9日に道の駅化により、利用客の増加も今後見込まれます。利用状況を把握しつつ、そのような状況になってきましたら、検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ちょうど東北の震災行ったときは、見に行ったとき、もう津波が来てやられた後で高台造成するというそんな考え持ちっような、事前に対応していきましょうという提案なんです。 3 番目に入ります。 耕作放棄地の防止と今後の対策を聞くということで、1 点お聞きしたいと思います。高齢化と後継者不足、有害鳥獣などの被害によって次第に耕作放棄地が増加しております。これは知ってますね、課長。県や町でも資金を出してでも、各自の農地、農園、農機などを基金としたグループによる共同経営を勧めようではありませんか。 例えばポンカン山を持ってる方は、もうその山を自分の資金として、提供してみんながそれぞれいろいろ提供し合うて一つのグループつくるんです。組合をつくるんです。そして共同経営をしてからできませんかと。その人は高齢者だったとしても、もし最悪それができなければ、雇用してバツグンさんに頼んできてもうたらしいんですから。仕事にね。そういうことをしてみんな共同でこの町の農業を守っていませんか。漁業も皆一緒ですからね。 そういう提案なんです課長、答弁よろしくお願いします。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) 田島議員の御質問にお答えします。 グループによる共同経緯ということですが、過去に町内におき

	まして、地域を一つの団地とする集落営農を推進したことがあります。その際には、個々の考え方や意見の違いによる課題発生、また、農作業の手法も多種多様で、合意結成に大きな労力と時間を要することから話がまとまらず、残念ながら集落営農に至らなかったことがあります、そこから先は取り組んでおりません。以上でございます。 (自席より、何年頃ですか。いつ頃の話ですか。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) はい、再問でどうぞ。 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 以前に、県から偉い手さんが3人ぐらい来て、河内の集会所で中山間の会があったんです。そのときに私はこの提案をしたときにもものすごい喜んでくれたんです。今日ここへ来てよかったと。あなたのその提案を聞いてもうこれで私は満足して帰れますというぐらい、皆が共同してやるということにもものすごい賛同してくれました。そういうことをひっくるめてね、このまま放棄地をこのままにしてどんどんどんどんしてたら2、3年も経ったらもうどうにもならんぐらいになります。そして潰れていく町農業をどうしてするのか、このまま潰してしまうのか。田んぼもそうです。みかん山もそうです。皆このまま放置して潰してしまうんですか。放棄地の再生には共同経営によって大手企業のハウスの導入や機械化などの可能性もひっくるめてですね、皆がそうやって力を合わせて一つの団体ですから、できれば大きい町ぐるみ町の農家全部集まっても構んぐらいのそういう私は団結をしたい。そし

議長	て乗り切っていこうというこういう考えを持っています。町農業の再生、振興にはこれしかないと考えています。 再答弁をお願いしたい。 （福島 登 議長） 再問です。 （自席より、もういっぺん返事いけます？との発言あり） 大坪…失礼しました。生田産業建設課長補佐。再問です。
産業建設課長補佐	（生田 憲一 産業建設課長補佐） 田島議員の再問にお答えします。 先ほどは集落営農につきまして説明させていただきましたが、ほかの事例といたしまして、以前、農協のほうが主体となりまして、農機具のリース事業を始めた事例があります。そのときは、農機具を利用する期間がいつときに集中し、借りたいときに借りられないことから、思うような成果が上がらず、事業が継続されなかった経験もあり、単純に農機具などの共同経営を進めることはできない状況にあります。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） 再々問やらせてもらいます。 今そういう返事を頂きました。よう考えてくださいね。 私戻って40年になりますが、当時はまだいろいろ寂れかけてはいっきょったけど、まだようけの人はポンカン山の場合はいっ

	ばいおったんですよ。毎日のように声がしてね。ほんでそれは一人一人順々順々減っていたんですけども、あなたは言われる当時は多分その当時じゃないかと思うんです。私が戻った当時ね。今もうそういう状態じゃないんです。もう今こそほんま潰れてしまう状態まで行っている。お医者さんがこうやってきてからもうご臨終ですというところまで行きかけるくらいまで衰退してるわけですから。 それを生き返らすためのあれを提案よるんです。もっと真剣に返事していただきたい。昔のことはおいて、これから今の現状を見てもらって、これを町としてはどうしますかこの東洋町の農業・漁業・林業・商業、これの衰退をどうやって止めますか。ぜひお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。 (自席より、何笑いよんであんたは。との発言あり)
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) 田島議員の再々問にお答えします。 先ほどの過去の二つの事例を説明させていただきましたが、共同経営としましては非常に難しく、農作業の手法一つとりましても多種多様であります。 そのことから、農業者にとってもリスクが大きく、町が主体となって共同経営を進めることは現在のところ考えておりません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)

7 番議員	7 番、田島毅三夫君。 次の質問に移ってください。 （田島 毅三夫 議員） これはまた別の質問で再問の形で新たに聞きます。 4 番目の質問に入ります。 漁業振興策を問うということで、何点かお聞きしたいと思いま す。 海岸での磯遊びは密漁とされて完全に止まっておりますね。こ れは町長も知ってると思います。もうシーンとなってますね。 このままでは貴重な町財産である海岸での磯遊び客の減少に よって、観光で立とうとした町の活力も魅力も全くなくなってし まう。このままでは。これは全く住民さん、ごめんなさい、行政 の職員さんからこの声が危惧の声が上がってこない、全く。見て るんですか、海を毎日毎日、何もないでしょう。 こういうことを、県漁業本部は、海岸の磯の一部開放は各支所 の要請があれば判断に任すと了解を得ております。 最初はこらどうにもならない、県が反対してるからいけません ということで、支所のほうからも聞いてたんですが、直接県のほう に行ったら、県の最高幹部のほうから、支所のほうからそうい う声が上がってくればこちらも対応できると聞いております。 甲浦の組合支所では、海岸の磯の一部開放、次回の会にかけると まで言ってくれております。町からも補助金を出して海岸の一部 開放を組合に要請してほしいがどうでしょうか。考えをお聞きし たいと思います。 （福島 登 議長）
議長	

産業建設課長補佐	生田産業建設課長補佐。 (生田 憲一 産業建設課長補佐) 田島議員の御質問にお答えします。 まずは甲浦支所で開催されます甲浦地区委員会で海岸の磯の一部開放についてどのような結果が出るのかを待ちたいと考えます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今まで支所も室戸も県のほうも全くこういうことは言ってくれなかったんです。駄目です、もう法律で決まってるから駄目ですと。これをこうして折れてくれてるんです。それをやっているのに今あなたの言われるような、そんな対応で東洋町のこういう観光もひっくるめて、海岸の漁業が衰退していきよる中で行政がどうしてもっと前へ動こうとしないんですか。 組合のほうの結果を待つやなくて、そういうことは動きがあるときに組合のほうにお願いに行くんです。聞きましたと、我々も応援したいと思いますが、しますので、頑張ってくださいと。ほんで皆が話し合いしていったらいいわけやきに。向こうが言うてくるのを待つて結果を待つようなこんなことをするから今現在こんだけ落ち込んでしまってるんですよ町が。行政がもっと動かなきゃいかん。本当に・・・まあこれはもうここで止めときます。もうこれやってくださいね。いかなんだら質問にしてから返事もらうようにしますが、もうお願いしときます。かまいませんか。

議長	(福島 登 議長) 次の質問ですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 2 つ目の質問です。 町発展には漁業の振興が必須の第一条件となっております。東洋町の場合はね。農業と漁業、商業ありますけど、林業もありますけども、この二つの農業と漁業は本当にもう一つのね、二つのね、あれになって、この衰退も本当にうちは悩んでおります。 町発展には漁業の振興は必要な条件であり、養殖業やヨットの保管、自然釣り堀の設置なども今までずっと提案してきました。全く聞く耳も持ってくれなかった。町漁協との話合いが必要であるが、こういうこともひっくるめてどうでしょうか、港の開発、振興について町と漁協との話合いをする考えはありませんか。お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) 田島議員の御質問にお答えします。 養殖業でありましたら漁業権、ヨットの保管であれば高知県、自然釣り堀は高知県や渡船業者などとの協議が必要になってくるのではと考えております。 以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 確かに最終的にはそうかも知れません。 しかし私が言ってるのは、こういう問題を抱えた町の漁協とね、行政と話合いの場を持ってほしいと。今後どうしていくか。 向こうの現状も聞いて、考え方も聞いてね、行政に対する批判もあるかも知らん、応援してくれという声もあるかも知らん。そういうこともひっくるめて、漁協と組合員さんと町とが本当に行政がね、話合いをしていく。膝を交えて話して、今後皆さんどうやっていきますか、こうやってああやってという話し合いをしていかんといかん。 それがもう県がどうやなんじゃ先やっちょうとかそんなこと言よったらいかん。まずは行政から動かんといかん。行政の責任やきんね、この町の産業振興が衰退してもうたんは。この40年の間に、ここまでしてもうたんはあんたらじゃないですか。責任も感じて、もういっぺん返事をお願いしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 再問ですね。 (自席より、そうです。との発言あり) 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) 田島議員の再問にお答えします。 御提案いただきました、漁業振興の中で、何に取り組めるのか、

	あるいはこういった取組を進めていく上では、高知県などとの関係機関と相当な協議が必要になってくると考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それはそのとおりです。だから私は言ってるんですよ。もう町はやりませんというんじゃなくて、漁業組合と話合いをしてね、みんなと話合いをした上で、そこでいろいろ練った上で県やら国へ訴えたらええわけやきに。こうしてほしい、ああしてほしいということをね。まずほやきに行政が動かなかったらいかんということを私言ってるんです。机に座っちょうだけじゃいかん。ほんでもう皆住民さんやら漁協の人の声も聞いて住民さんの声も聞いてね、それを参考にしてからみんなの話を聞いてやって進めていく。そういう姿勢に立っていただきたいと思います。 次の質問に入ります。 3 つ目です。ほんでこれは一つの例としてお願いをしたいんですけども、すぐ沖にですね、これは前も 1 回 2 回言いました。もう一度言わせてもらいます。 もうこのままでは、町の小舟持ってる方らの職場が漁業場がなくなってしまう。魚も釣れなくなってる。そういう意味からも言わせてもらいますが、すぐ沖にですね、港から出たらすぐ沖に県や町の支援でライトや、偽造海藻をぶら下げた法令許可の不要な小型の浮礁、浮魚礁といいますか、を設置してでも漁業観光を活性化させようじゃありませんか。

	そこに結局皆が集まってくれて、そこで魚を釣ってもらえると、観光の人らも行けるような渡船屋さんも行けるような、そういう形の浮魚礁。畳三畳敷きもあったら十分やと思いますが、そういう考えはございませんか。 進めてもらいたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) 田島議員の御質問にお答えします。 御提案いただきました、小型浮魚礁の設置につきましては、海上保安庁など関係機関との協議を要するのではないかと考えているところです。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁いただきました。 私はさっき言ったこと全然違うよ。ほやきに行政が先頭立ってね、動いていきましょうというお願いしとるんですよ。下から、ごめんなさい言い方悪い、漁協のほうからどう言うてくるか待ってやいうそんなことじゃないんです。 こちらからどんどんどん提案していきましよう。再問です。

議長	予算書や会計を見ても、農業支援策や補助事業 (福島 登 議長) 田島さん、ちょっと待ってください。再問って何の再問ですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今言う、ようせんというね、こういうことをようせんということに対して今説明しよるんよ。これを説明せんと後の内容にならないから言わせてもらいよる。
議長	(福島 登 議長) 再問ですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そうです再問です。 農業支援策や補助策は多額の資金が補助されているのに、漁業振興支援策には数えるしか出ていない。予算書を見ても、1 ページ 2 ページかな。農業なんかやったら何ページもなるようないっぱいになるぐらい出てるのにね。金額も大きいのに。
議長	(福島 登 議長) ちょっと待ってくださいよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) なんで。
議長	(福島 登 議長)

	田島さんこの質問ってね、浮魚礁を設置する考えはないかという質問なんですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そうなんですよ。これおかしいんですか
議長	(福島 登 議長) どうやって繋がっていくんですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だからそういう事業を漁協と話し合い、県と話し合いをしていきましょうという中にこういうことを例を挙げてるんです。漁業振興に対する町の今までの対策は本当に手薄やったということを今説明して、今後そこでやってもらいたいということを言おうとしてるんです。 いちいちいちいちほこから止められたら話にならないほら。
議長	(福島 登 議長) 範囲が本当に超えて行っきょうですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 範囲は超えへんでしょう。
議長	(福島 登 議長) 小型浮魚礁を設置してはどうかという質問でしょう。 答弁はですよ、答弁はですよ、そういう今からしようとするようなことの答弁じゃないですよ。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ちょっと今止めちゃってください。止まっていますか。
議長	(福島 登 議長) 充分時間はありますよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) あってもいかなあ、足らなんだらいかんきに止めちゃって…
議長	(福島 登 議長) 再問にはなりませんよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 止めちゃってくれ。今の何人かの質問を聞きよっても、全然その内容と違うことまであったじゃありませんか、他の質問も。
議長	(福島 登 議長) 聞いて調整しようですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) なぜこうやっていちいちいちいち止めるんですかあなたは。ほんで漁業商業は
議長	(福島 登 議長) だから範囲が広がっていくから止めるんです。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そりゃもちろんよ。
議長	(福島 登 議長) それはね、会議規則の 5 4 条にも書いてあります。 発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはならないとなっています。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 超えていませんよ。
議長	(福島 登 議長) 超えてます。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 超えてません。
議長	(福島 登 議長) 超えようから私は言いよんです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) どうして超えてるんで。
議長	(福島 登 議長) 超えてます。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

議長	これは再問としてから言うのにどこが悪いんですか。 (福島 登 議長) 5 4 条の 2 の規定によりね、もう一度注意をしておきます。 3 回目はね、発言を禁止するようになります。 それをね、分かった上で質問をしてください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 禁止させる？脅迫みたいなこと言うたらいかん。
議長	(福島 登 議長) 脅迫じゃない。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんなこと言うたらいかん。
議長	(福島 登 議長) 最初から言いよるでしょ。再問は、答弁に対する再問です。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) これ止めとってくれよ。これはちゃんと通告して、それに対する再問しよるわけやきに。少々幅が広がるのはわかっちゃるほら。
議長	(福島 登 議長) だから幅は広がらないで書いてある。 幅が広がらないように再問してください。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 5 番目の質問に入ります。
議長	(福島 登 議長) はい、どうぞ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 自主防災体制と復興についてということで、何点かお聞きしたいと思います。 震度 6 強の地震による倒壊防止対策は大事ですけれども、逃げた後 10 メートルを超す津波によって帰る家のない人にとっては、防災も復興も高台造成による移転しかない。これを救うには守るには、防災も復興もこれしかないんです。 避難しても家がなければ町外への移住しかなく、2、3 年も経てば人口は半減する、もう帰ってこない人がどんどん増えてきます。他所もそうです一緒なんですけれども。防災復興を考えるなら、なぜ高台造成をテーブルにのせ、まず公共施設の高台移転から検討しないのですか。町長の考えを聞きたい。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の御質問にお答えいたします。 公共施設の高台移転の計画といたしましては、甲浦保育園を津波浸水エリア外への移転を進めているところでございます。

	今後も公共施設の津波浸水エリア外への移転を計画していきます。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 町長、答弁が違うやないか行政の中で。今保育園も津波避難用に造りよる言うたや今。最初の午前中
議長	(福島 登 議長) ちょっと待ってください。質問してくださいよ。 もう何か世間話になってしまう。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 世間話やないわ。
議長	(福島 登 議長) 質問をしてください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) おう。最初、安岡さんやったかな、誰かしてくれたときにそれは入ってないと。そういう避難のための施設としては入ってないという、甲浦の保育園は、高台移転はね。そうやって説明したやないか。覚えてませんか。 (自席より、避難場所としてはとの発言あり) 違う場所？

	(自席より、避難場所としてはとの発言あり) 今避難場所にする言うやかね (自席より、これ高台移転との発言あり) 高台移転と避難場所違うんでしょ？ 保育園を高台に移転するのはほら目的あるかもわからんけど、避難場所としてのあれがないという説明があったから反論しようよ。
議長	(福島 登 議長) だから質問はまず、まず公共施設の高台移転を検討しようではないかということで答弁を頂きたいということですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そうなんですよ。ほんならやる気がない言うからほら。ほんで保育園が…
議長	(福島 登 議長) 今言うたですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ちょっと休憩とって。
議長	(福島 登 議長) それで検討していくって。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 議長休憩とって。5分でええ。3分でええ。

議長	(福島 登 議長) なんのために休憩する…
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だあ、説明せんとわからんきにほら。あんたもわかっちゃせんやか。
議長	(福島 登 議長) それはだから質問で
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほやきにちょっと止めて。
議長	(福島 登 議長) 時間がまだあるんでね、大丈夫ですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんならないようになったらあんたが責任もってくれるか。
議長	(福島 登 議長) 質問の中で聞いてください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんまにだあ。
議長	(福島 登 議長)

	質問の中で聞いてください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) こんなことでまともなこれは公平な議会運営と言えるかこれ。
議長	(福島 登 議長) だから質問してくださいって言いようですよ。質問はしてください。 (自席より、…おかしいとの発言あり)
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) なんでや。
議長	(福島 登 議長) まあまあ皆さん、自席からの私語は (自席より、ちゃんと答えてるやかねとの発言あり) 高島さん。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 止め止め止めほら。
議長	(福島 登 議長) 自席からの発言は
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 止めほら一。

議長	(福島 登 議長) 発言は控えてください。 (自席より、はいとの声あり)
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんまにだあ。
議長	(福島 登 議長) まず1 回再問やってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 事前復興の対応にね、躊躇したり困惑しているような感じがけどほら、もうこれは私は何べんも言うが、もう何回もあんたたちも見に行ったんでしょ、東北やらあっちのは見ちょらんかも分からんが、東北の震災の後、あの時にどんだけ町が困ってから山から埋立てしてから高台造成したか。高台造成が既にできちゃったらあんだだけの被害出なんだんですよ。財産もね。だから私は見てから、こういう今東洋町としても、甲浦地区では90%全減するという予想が出ちよるのやきに。ほれまでにちゃんと高台造成して上げれるもん上がっていきましょと。どこがいかんのですこれは。これ私が言うよりも行政が動かんといかんので先に。もう10年余るのやきに。全く動かない。ほんで今もういっぺん質問しよんのよ。
議長	(福島 登 議長) その件で聞いてください。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんならもういっぺん返事を貰いたい。
議長	(福島 登 議長) もう一度答弁しちゃってください。 足達総務課長補佐。 (自席より、あーあほんまにだあ…との発言あり)
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の再問にお答えいたします。 先ほどの答弁と同じになろうかと思いますが、公共施設の高台移転の計画といたしましては、甲浦保育園を津波浸水エリア外への移転を進めているところでございます。今後も公共施設の津波浸水エリア外への移転を計画しております。 甲浦保育園は、まだ避難者の数とかというところまでまだ、検討に至っていないというところがあります。 (自席より、もういっぺんはっきり言って。避難場所としての確認は想定してないということ言よんのやろ？との発言あり)
議長	(福島 登 議長) また違うとこ行きようぞ。 人数とかじゃないやろ。 (自席より、徐々にしていっきよるって言いよるやんとの発言あり) (自席より、だまっちょれお前はここで。との発言あり) (自席より、そんなことないわ。おかしいこと言よるきに。との発言あり)

	皆さん自席での私語はね、控えてください。 （自席より、止めんといかん。との発言あり） （自席より、ちゃんと聞いたらええやんねえ。との発言あり 止める止める。 皆さん控えてください。 （自席より、ちゃんと高台移転しよるって言いよるやかね。との 発言あり） 答弁しよんで控えてください皆さん。 （自席より、もう自席からの勝手な…との発言あり） 田島さん。自席からの話を控えてください。 （自席より、わし…発言あり） 執行部が答弁します。
総務課長補佐	（足達 善亮 総務課長補佐） 甲浦保育園の高台移転に関しましては、まだ避難場所としての 検討にまで至っておりません。以上です。
議長	（福島 登 議長） 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） つまりはっきり言うた、今言うように避難場所としての施設と してはやってないということやろ。ね、ほんでそれを言よんのに あなたはぎゃあぎゃあ言うきに、保育園がどうやこうや言うき に。ほんでね、そういうことなんでほら、これがね、もう波が来 たらもう全部流されるんですから。そのときになって慌てて高台 造成する言っただってできないんやきにほら、ほんなら他所引揚げ

	ていってどっか他所でね、宿泊させてもらおうと。そうしたら今度2、3年たってできたときにはもう帰ってこんようになる。完全に全滅してしまうんですからうちは。それを防ぐために私必死になってるんです。それを行政が動かんから。そういうことでお願いしときたい。 事前復興の対応に躊躇、困惑しておれば手後れになります。 全住民の生命財産の (福島 登 議長) 田島さんごめんなさい、次の2に移ったんですか。教えてください。
議長	
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今質問3つまでやったか、ごめんなさい。ほな2番目に移ります。 津波後、宮城の野蒜町のように、危険区域に指定されたら、町中が高台に移転しなければならなくなるんです。皆行きましたね、議会は。見てますね。 震災後の高台造成では期間も費用も莫大となり、帰還者も激減して町は潰れます。至急住民全員協議会で対応・検討に入ろうではありませんか。作ってね。町長は住民全員協議会とはなんな、それを具体的に出せと言われましたが、こういうこともひっくるめて私は言ってるんです。 こういうことを住民全員協議会の中でたたいていったらね、審議していったらいい。そういうことで町長、もう一度、やるかやらないか決めて返事してください。

議長	(福島 登 議長) どなたが答弁しますか。 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の御質問にお答えいたします。 高台造成の検討といたしましては、令和5年度より東洋町事前復興まちづくり計画を策定をしているところでございます。 今後、甲浦地区、生見地区、野根地区との住民の方々とともに、順次検討していきたいと考えております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) その令和5年からかかったというその計画書を見せてください。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の再問にお答えいたします。 令和5年度の事業といたしましては、復興後の方針の案とか、冊子を作成しておりまして、今後、令和7年度からですね、地区に入っていくって検討してまいるということでございます。以上です。

議長	(自席より、再問かな、再々問かなとの発言あり) (福島 登 議長) 次3回目になります。 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 議長。答弁になってないやかね、止め。もう一回やらせ。もう再答弁で。何の答弁になってんですか。結局ほら、私は行政が動けと、取り組んでいけと、こういうこと言うのを5年度にこういうの出ちよったと言うんだったらそれを見せてくださいと、計画であろうとね。それはどういうところまでいっちょるのか分からんが、要所からの資料集めちよんやったら集めちよるのそれに見せて、どういう計画を進めているか見せてくれと言ってるんです。
議長	(福島 登 議長) ちょっと待ってくださいよ。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問します。
議長	(福島 登 議長) ちょっと待ってくださいよ。 5年の計画っていうのは公表されとんではないんですか。 執行部にちょっと打合せを。 執行部、もう公表されとんではないんですか。 (自席より、公表されとんのかとの発言あり)

	ちょっと答弁してください。 足達総務課長補佐。 5年のをみたいということで、開示してくれということです。 （自席より、出して出して、休憩してもうて出して…との発言あり） 2回目の質問に対する答弁です。
総務課長補佐	（足達 善亮 総務課長補佐） 田島議員の再問にお答えいたします。 今現在作成しているのは素案でございまして、これから住民さんと一緒に考えていくということです。資料はありますので、開示していただけたらと思いますが。
議長	（福島 登 議長） 見れるということやね。 （自席より、もう3回やっちょんかな。もう無理かな、再問は。との発言あり） もう1回できることはできます。 7番、田島毅三夫君。
7番議員	（田島 毅三夫 議員） 今そういう返事をもらいました。 私が言ってるのはそうじゃないんです。 住民さんの声をどうや言うんやったら住民さんと話をせんといかん。住民さんのことを考えてするんだったら行政がやって、ここまで進んでいる設計か何か知らんけども言ってるけど、これ今後住民さんと話をしてくばかばかしいことは、住民さんと

議長	最初から話を (福島 登 議長) 僕の聞く限りは素案を持って今後住民さんも含めて検討に入りますという答弁でしたよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だからそれを言いよるんよ。 先に住民さんが主やきに、あくまでも。今日の新聞見ましたか。
議長	(福島 登 議長) 見ました。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それにこう載ってましたね。 中山間は、高齢化や過疎化も進んでいますと、ほらほうや。地域の将来像をあらかじめ住民と共有しておかないと、発災後の人口流出を加速することが想定されますと。これは東京大学や誰か大学の先生。平時から暮らしやすい集落とは何か地域で話し合いはしなければいけないと、しておけばよかったと。全くできてないんですよ。町の行政の中だけで考えているとか何とか計画するとかいうて、住民さんと全く話ができてないんやきに。私は住民さんをまず中心にして意見を聞くようにしましょうと。そのために今日言いますけれども、町長にお願いしますけど、協議会らもね。
議長	(福島 登 議長) 今さっきの答弁は素案を持って住民さんとお話しするという

	答弁でしたよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 先に話合いをした上で練れと言います。 自分らがやったかやらんか分からんような、ほんなら資料出したらええやか、どこまでできてるのか出してくれたらええやかね。出せんのやきに。
議長	(福島 登 議長) 再々問が今できますのでね、明確に何が聞きたいかやって、再々問してください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いやほんで今言うようやかね、何がしたいのか町がまず動けと。
議長	(福島 登 議長) もう最後に、もうひとつできるので
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々問できるのかね。
議長	(福島 登 議長) 何かもう、明確にやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんなら課長補佐、今もういっぺん聞きます。資料、5 分でも

	休憩してから持ってきてください。ここまで進んでいるという、いや、ほれわしは見せてもらわんと納得いかん。ほの上で住民さんと話しするとやったら分かるけども、どこまでできちょうんですかその資料が。計画は。
議長	(福島 登 議長) 田島さんだから、素案が見えるかどうかという再々問ですね。それでええですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほうよほれでやってくれてほんなら。
議長	(福島 登 議長) もうそれが再々らしい。執行部答弁しちゃってください。もうその1点です。 (自席より、できちょうんのやったら嘘やったら嘘と言いなさい。との発言あり) 長崎町長。 (自席より、らちがあきませんので。との発言あり) 要らんことはいい。
町長	(長崎 正仁 町長) 田島議員の再問にお答えをいたします。 私のほうからこの高台移転ですね、の関係も含めて今の担当課長補佐の答弁も含めてちょっと答弁をさせていただきたいと思っています。 東日本大震災を受けてですね、以前は確かに事前の高台移転と

	いうことに検討が入った時期もございました。 ただですね、事前の高台移転というのは、日本中、震災後じゃないですよ、事前、災害がくる前の高台移転というのは、実例が存在しておりません。 今はですね、議員のように、震災後早期の町の復興というのを遂げるためにですね、先ほど担当も申し上げましたけれども、事前復興まちづくり計画というものを全国的にですね策定をしていくってことが勧められておりまして、先ほど担当が言っておりましたように、令和５年度から本町もその策定に取り組んでおります。 その中でですね、震災後の起こった後のまちづくりを早急に進めていく上での事前にその計画をつくっておくということが今の課題でありますので、それを住民の方を含めて来年度からも実施をしていくということです。 素案的なものはできておりますので、最終チェックをしたのかどうかちょっと私も分からないんですけども、お見せできるような状態であれば、当然に議員の皆様、議会のほうにも、提示をさせていただきたいというふうに思っております。 （自席より、まだできとらんいうこと？との発言あり） ちょっとその確認ができてないです。 （自席より、いやいや、確認は担当課長おるきに言うたら…との発言あり）
議長	（福島 登 議長） 自席からの発言はやめてください。
町長	（長崎 正仁 町長）

議長	お見せできる手順というか、踏んだ後は、議会のほうにも提示をさせていただきます。以上です。よろしくお願いします。 (福島 登 議長) ここで皆さんにお諮りします。 東洋町の議会会議規則の第9条では、会議時間は午前9時から午後5時までとするということになっています。第2項では議長が必要であると認めるときは、会議時間を変更することができるというふうになっております。 このまま続けることに異議ございませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なし、このまま続けたいと思います。 田島さん。2問目がもう再々問までやりましたので、3問目からどうぞ続けてください。 (自席より、議長、休憩とらんのですか。そのままいくんですか。との発言あり)
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) なんか聞いちゃって。手を挙げちょらんきにいかなあ。
議長	(福島 登 議長) 分かりました。ちょっとここで10分休憩します。再開は5時10分です。(休憩時間：16時59分) 休憩前に引き続き一般質問を行います。 (再開時間：17時10分) まず始まる前に田島議員、あと質問時間が8分です。

	（自席より、8分。ほんなむちゃ言うたらいかんで。ほらみい、ほんで止めといてとの発言あり） できるだけ簡潔に最後までやっていただきたいと思います。 できるだけ。答弁時間は27分と十分ございますので、田島さん、簡潔にやったら、最後までできると思いますので、 （自席より、…半分もしちょらんやないか。との発言あり） よろしくお願いします。3からです。 （自席より、ほんまにだあ、こんなこととの発言あり） 答弁時間は十分ありますのでね、田島さんの質問を簡潔に行っていたら、最後までいけると思います。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） あんたのストップストップをやめなさいほんなら。
議長	（福島 登 議長） どうぞ始めてください。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） 3 番目の質問に入ります。 防災復興などの自主的な団体となる自主防災組織を自主防災会と改め、町聯合会を設立し、町全体で連合した防災・復興対策計画の検討に入らなければ手後れになる。せっかくできたほのね、自主防災会やきに。早う一緒になって、役員報酬や活動費の支給を行い、町が、行政支援による自主防災会及び町聯合会の立ち上げを求めるがどうか考えを聞くと。また確立できたら、隣県海陽町との自主防災会との連携も検討しようじゃありませんか。町長にお聞きしたい。

議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の質問にお答えいたします。 現在のところ、自主防災組織への役員報酬や活動費への支給の計画はありません。自主防災会や、町連合会の立ち上げについても計画はございません。 海陽町との連携につきましては、それぞれの自主防災組織で対応していただきたいです。情報交換を行うなど、新しいことに取り組んでいただきたいと思っております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 以前はそういうことを言われました。自主防災だから、行政は関われないと言われました。 けんど今新聞見よっても全国であっちもこっちも行政がそれに立ち上がって何してってます今。行政があれを主導じゃない、何言うんか、応援してね、やってる。県のほうにも聞きました。県の防災のほうに聞いたけどもそこでもやっぱりほら町行政がどんどん入っていただきたいと、自主防災会と一緒に連合してから町の防災について話合いをしてもらいたい。 それは町のほうからそれを主導してもらいたいという答えが出てます。

議長	これは確認してください。そういう意味からももう一度お聞きします。 行政がもういっぺん主導したそういう防災対策、ほんでそれは自主防災会との連携、連合そういうことも考えていただきたい。もういっぺん返事もらいたい。 (福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の再問にお答えいたします。 先ほどの答弁と一緒にになりますが、現在のところ、自主防災組織への役員報酬や活動費への支給の計画はありません。 自主防災会や町連合会の立ち上げにつきましても計画はございません。 海陽町との連携につきましては、それぞれの自主防災組織で対応していただきたいです。 情報交換を行うなど新しいことに取り組んでいただきたいと思います。 あくまで自主的な防災組織でございますので、それぞれの会で話し合って決めていただけたらと思っております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 町長、それでこの東洋町の防災・復興、そういうことはできま

	すか。 今言うた課長補佐が言うたようなほういうことでね。 もう自主防災会はもうそれは自主的なもんだから町は行政が何かできないとかなんやら、談合して話合いをして協力し合うてやらんといかん。 そのためには活動資金が要るわけや、その自主防災も。今のところもう全く出てませんが、そういうものは他所でも出してるんです、もう活動資金として。これいっぺん調べてください。 そういうことを踏まえてもういっぺん町長にお聞きするが、自主防災会という全部で四十なんぼある言うたか、そのグループと町と行政とは協力し合わんといかん。そのためには、
議長	(福島 登 議長) ちょっと待ってください。(チャイム)
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 止めちよってよ。
議長	(福島 登 議長) 今ちょっと止めといてください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 終わったね。ええかい。
議長	(福島 登 議長) ちょっと待ってくださいね。 マイクが点滅し出したんで、ちょっと待ってくださいよ。

7 番議員	ちょっとお待ちくださいね。 (田島 毅三夫 議員) マイクまで反対しよんのか。
議長	(福島 登 議長) バッテリーと思うんでちょっとお待ちください。 皆さんちょっとそのままお待ちください。 すいません。住民の皆さんも申し訳ないです。今マイクの電池が切れて放送がとまりましたが、田島さんの一般質問を再開させていただきます。 田島さん、大きな3の再々問になります。始めてください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 他県や県内でも、これは聞いている？あなたたち。
議長	(福島 登 議長) 聞いてます、うん。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 聞いている？
議長	(福島 登 議長) 聞いてます。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

議長	ええ。ほなこれに対する答弁、 (福島 登 議長) それがもう最後になります。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) みんな聞いちょうか？
議長	(福島 登 議長) 言うてくださいよ。マイクついてます。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 言うてええんやろ？
議長	(福島 登 議長) 言うてください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 他県や県内でも自主防災会への行政支援の動きが出ています、他所ではね。他県や県内の市町村でも。まず全町を挙げた自主防災会の改革と活動依頼をしなければ、東北や能登の山火事のような被害が起きたとき、消火や避難の対応はできないと思っています。話を普段からできてなかったら。まず活動費を組んで町の防災復興の主役を自主防災会に委ねて活躍してもらったらどうですか、お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長)

総務課長補佐	最後の質問です。 足達総務課長補佐。 （足達 善亮 総務課長補佐） 田島議員の再問にお答えいたします。 自主防災組織に対する支援といたしましては、東洋町みんなで備える防災対策補助金というのがございまして、避難場所の簡易な整備、避難路の整備とか、手すり、簡単な整備にはお金が出るような、そういう補助金ございますので、また活用していただけたらと思います。以上です。 （自席より、もらいよう。使いようでちゃんと。との発言あり）
議長	（福島 登 議長） 7 番、田島毅三夫君、4 つ目の質問に移ってください。 （自席より、今再問言うたんちゃうん。との発言あり） 再々問が終わりましたもう今。もうちゃんと数えております。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） もうけんどほんまにだあ。ほな 4 番目の 1 やね。
議長	（福島 登 議長） そうです。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） 4 番目の 1 番に入ります。
議長	（福島 登 議長）

7 番議員	はい、①です。 (田島 毅三夫 議員) 本年度の避難訓練からは、各地区各避難場所ごとに避難する小グループ、まあグループやね、グループを立ち上げ普段から連携し、いざのときには共助して避難する訓練の支援を求めたいがどうか。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の質問にお答えいたします。 現在の避難訓練は、田島議員のおっしゃるとおり、各地区各避難場所に避難する訓練を実施しております。以上です。 (自席より、議長、答弁になっちゃうんじゃないか。共助してやるような訓練を求めたいという返事がないやか。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 足達君、その部分についてはどうなん。共助のところは。もう一度答弁、その部分答弁しちゃってください。 (自席より、そんなおおちゃくな。そんなことでほんまに…との発言あり) 共助の部分に答弁しちゃってください。 (自席より、ほんまにどいったんなこらとの発言あり) グループでやるのは僕も分かってます。 ただ、共助の部分の答弁をしちゃってください。

総務課長補佐	(自席より、町長変え。答弁者変え。との発言あり) 静かに、今調整しよんで静かにしてください。 田島さんもう一度答弁させます。共助の部分を答弁させます。 (自席より、…にやらさんきにいかんのだわ。との発言あり) 足達総務課長補佐。 (足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の質問にお答えいたします。 共助につきましては、それぞれ避難場所に集まっていっていろいろな訓練をしていただいておりますし、集落活動センターなどにおきましても、みんなで避難訓練をしたりもいたしております。 自主防災組織から要望があればですね、いろいろ対応もしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 自主防災組織からの要望じゃないんです。住民さんのことを考えてるんです。 住民さんが団結して力を合わせて逃げなければ、高齢者もおるわけやきに体の不自由な人もおるわけやきに、その人ら普段から皆逃げる場所ごとにグループつくってね、普段からの生活の中でみんな話合するわけやから、こうしたらこうするからああしたらこうしましょうと言って、ほの上でいざとなったときには皆が力を合わせて逃げていくというこういう体制を作らんかこう

議長	言いようわけ。自主防災会があんのやったらその防災会が中心になっしたらええのやきに。自主防災会は私はものすごく大事な組織やと思うんですよ。会やと思うんですこれは。防災のためには、また復興のためにも。これあなたたちは何か甘に考えてちょうる、軽に考えちょう。この自主防災組織を。この防災に関しては自主防災組織がもっとこう力つけてもらわんといかんのよ。 そういうことをひっくるめて、もういっぺん1から自主防災会に関わる心構えをもういっぺん聞きたい。 （福島 登 議長） 心構え。 （自席より、どんなして付き合うて対応していくか。立場をね、自主防災会の立場をもういっぺん見直せと言うほら。だあなにか知らんけど…との発言あり） （自席にて、田島さん自分が…自主防災…自分は関係ない…自主防災が立ち上がった…との発言あり） 自席の発言はまた終わってから。 （自席より、知らんのよ。との発言あり） （自席より、知らんのやとわしが。との発言あり） （自席より、そうやっちゃ。自分の考えだけで言いよる。との発言あり） にしてもね、高畠さん、自席の発言はもうちょっと控えてください。 気持ちは分かるんやけど。 （自席より、わかってないひとつも。との発言あり） （自席より、わしに言う言葉と声が違うな。との発言あり） 答弁どうですか。
----	--

	足達総務課長補佐。 （自席より、ほんまに…との発言あり） 再問です。 （自席より、わかってないきんよ。との発言あり）
総務課長補佐	（足達 善亮 総務課長補佐） 田島議員の再問にお答えいたします。 自主防災組織自体はですね活発に活動してる会もございますし、活動はしなかったですけど、つい最近からですねいろいろ動き出した例もございますので、それぞれいろいろ皆さんでいろいろ考えてですね、 （自席より、室戸土木らも今月、との発言あり）
議長	（福島 登 議長） ちょっと待って高島さん。控えてください。
総務課長補佐	（足達 善亮 総務課長補佐） いろいろ要望があればまたいろいろしていただけたらと思います。以上です。
議長	（福島 登 議長） 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） 再問か？再々問か？
議長	（福島 登 議長）

7 番議員	再々問になります。 ちょっと事務局、時間見せてください。 あと3分40秒です。 （田島 毅三夫 議員） えー、こんなことで見てみ。要望があれば言うてこい言うやつが何を言いよるか。行政の方から主導をせんといかんのよ主導を。自主防災組織に対してのね、住民さんに対してもね、町がどんどん動いて、みんなをまとめていかんといかんのや。自主防災組織が言うてきたら動けてほんなこと何を言いよんか。これからはおかしい方向が。もう副町長じゃなし町長、あなたの答弁待ちます。言うてください。私の今自主防災に対する行政の主導をしていってください。
議長	（福島 登 議長） 再々問になります。3回目です。答弁できますか。 長崎町長。
町長	（長崎 正仁 町長） 田島議員の御質問にお答えをいたします。 災害時のですね、ことですけれども、自助共助公助と言われますように、自助のほうが7割、共助が2割と、公助が1割と、その中の10割の中の2割が共助、隣近所で支え合う対策というのが大事っていうのはもう阪神淡路大震災の中での教訓で出てきておりますので、田島議員のおっしゃるとおり、自主防災組織のですね、活性化というのは、本当に必要だというふうに思っております反面、自主防災組織も自主的な取組というものがまずなけ

	ればですね、進まないというところがありますので、活発なところは活発にやっております。 そして行政だけではなくてですね、先日も防災連絡会ですとか、なぎの防災部会ですとか、そういった外部の組織の方も、自主防災組織の中に入って支援もしていただいております。 南海トラフの発生確率というものがですね、30年以内に80％程度というふうに上がっておりますので、自主防災組織のですね、中に入っていくための何らかの理由といいますか、きっかけをですね、つくっていくのも行政の仕事なのかもしれません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。②の質問になります。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 一つも変わっちゃせんやか。言う人が変わっただけやないか。わしが言うのは行政が主導してやっていかんといかんと
議長	(福島 登 議長) 田島さん。②の質問に移ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) もう下のグループからの声を待っちゃるようではいかん。4の2です。 そのグループではね、責任者を決め、これはもちろん決まっちゃうと思いますが、そのグループというのは自主防災会よね、いや、ごめんなさい。これは二つあります。自主防災会とそれから、

混同してすいません、避難場所ごとにグループをつくってそれで逃げるという避難グループのことをわしは指してきたんですこれはね。今言うそのグループでは責任者を決めて、避難後各地区総本部避難本部への避難者人数や食料の問題、要望などの報告や連絡体制の確立に、町との連携が必要だかどうか。

つまり逃げたグループで逃げて、中には3人4人で逃げるような小グループがあるかも知りませんが、逃げたときに、それから私たち今これば逃げてきました、こうなっています、食料がありませんとかいうようなそういう連携をとれるようなね、普段から連携をとっちゃかんといかんと言うのよ。それは今言う自主防災組織が中心になってそういうこともかちっと決めとかんといかん。本来は町が決めんといかんの。町が自主防災組織でこういうふうにしてくださいというように決めんといかんのやが、動かんからほら。ほんでわしはこういう言い方になるんやけども。今からでも遅うない。町行政が動いて自主防災組織と連携とって、そういう本当に力のある動ける責任感のある自主防災組織に変えてもらいたい。答弁を求めます。

議長

(福島 登 議長)

足達総務課長補佐。

総務課長補佐

(足達 善亮 総務課長補佐)

田島議員の質問にお答えいたします。

田島議員のおっしゃるとおり、責任者は各地区の自主防災組織の代表です。避難人数や要望、報告などは各自主防災組織の代表に聞いたり、避難所に役場職員を派遣して避難人数の確認や要望などの聞き取りを行っております。以上です。

議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君、あと 1 分 4 4 秒です。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 私が言っているのはね、だから今言う自主防災組織と行政と住民さんも入ってね、皆で話し合いしていかなと。ほんなら 5 人や 6 人が、3 人や 4 人が一つの自分らの逃げる場所に逃げたときに、3 人行くところを 2 人しか来てない、あの方はどんななったかいうような、あるいはまた腹が痛い、足が痛いやいうような人が出たらどうするか、そのときの連携をしてどういう救助を求めるか、そういう打合せはしておかなければほら、自主防災組織のほうに言うて誰がどんなして連絡するでその山に逃げたときにね、もうやっとなら逃げた状態で、だから普段から打合せをまずせんかと。それを町が主導して動いて皆をまとめていけと。そのためにお金も要ると思うが、やっていかんと大事な防災の組織のあれなんやきに、事業なんやきに。もう一度お願いしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 再問です。 (自席より、何秒残った？ 3 0 秒？との発言あり) あと 5 3 秒です。 執行部答弁いかがですか。 (自席より、もう町長あなたが音頭とり、やれーと一言…きたつもりやきに…行政が動かんといかん。との発言あり) 田島さん、もう自席の発言はもう皆さんに控えてもらいよんでね。今調整してます。執行部は。

	(自席より、答弁できる人をお願いしよん…との発言あり) 足達総務課長補佐。 (自席より、この職員はいかん。全部…との発言あり)
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の再問にお答えいたします。 今後は自主防災組織の代表とかといろいろ話合いをしながら、そういうことも検討していきたいと考えております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。 (自席より、再問なるかな、再々問なるかな。との発言あり) もう 1 回いけます。検討していくという答弁でした。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いつ結果出ますか。お聞きしたいと思います。 検討検討ばかり言うけれども、いつその計画を立ててちゃんとしたものが出てくるか、日にちを切って教えてください。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の再問にお答えいたします。 期限はちょっと切ることはできませんが、検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君、5 つ目の質問に移ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 5 つ目の質問に入ります。 町外者も分かるように、町外の人もね、地元の人だけでなく町外の人も分かるように、全町統一した避難場所及び避難路の誘導看板、標識を作成し要所要所に設置するよう求めたいがいかがでしょう。内容分かりますか、言ってる意味。いけますか。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の質問にお答えいたします。 避難誘導看板の設置につきましては、現在のところ統一した看板を設置をしております。 今後も設置をしていきますし、なお不備等がありましたら、取り替えや撤去等を行っていきたいと考えております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 電柱にこの高さは何ぼとかここから浸水が始まるやいうような

議長	(福島 登 議長) 再問しますか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問してます。
議長	(福島 登 議長) もう時間が来ると思います。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) しゃあないやかね。
議長	(福島 登 議長) はい、どうぞ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほなもう 7 番に変えます。6 番抜かして 7 番からやらせてもらいます。 これも大事なこと。 交通手段の不便者への支援について。前回議会で同様質問しましたが、以後 (質問時間終了)
議長	(福島 登 議長) はい、この質問は許可します。 時間が来ておりますが、今やり始めた質問は許可します。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 1 番 2 番でやらせてね。
議長	(福島 登 議長) いや、7 の 1 です。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ええ。7 番の 1 と 2 が一つになっちゃうんよ。
議長	(福島 登 議長) 7 の 1 です。はい、どうぞ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほな 2 番やらせてもらう。
議長	(福島 登 議長) 2 番、はいどうぞ。一つだけどうぞ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そんなことでほんまに。
議長	(福島 登 議長) いやそれはもう時間はね、議運で決めてますので、
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 横から、あなたも悪い、止めなんだやかねあなた。 止めんといてからよう言うわ、ほんでわしが時間ないのに

	(議長発言あり) このままでは、福祉や高齢者、低所得者などへの対策ができない上、町衰退に加速がつきます。例えば、病気や体力、資力など生活状況などを考慮した登録制にしてでも月額いくらかの支援金を支給し、支出は本人に任せたらどうか。これ足がない言われんな、怒られるな、交通の便のない高齢者の方なんかがほら今弱ってるから、そのことについての質問の2つ目の質問です。
議長	(福島 登 議長) 最後の田島さんの質問になります。 答弁よろしくお願いします。 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の御質問にお答えさせていただきます。 現在介護タクシー助成券支給事業を実施しております。 利用者の要件としましては、東洋町に継続して3か月以上居住している町民税非課税世帯の者で、高齢者及び身体障害者であって、一般車両への昇降が困難であるもの、また、単独での移動が困難で介助するものがないため介護タクシーの利用が必要な方が対象となります。 田島議員のおっしゃられている対象者ではございませんが、その方からの利用申請によりタクシー助成券を支給しているところでございます。以上です。 (自席より、再問できる？との発言あり)
議長	(福島 登 議長)

	いやもうこれで終わりました。 (自席より、ほんなら議長。との発言あり) 7番、田島毅三夫君の質問が終わりました。 (質問終了時間：17時37分) (自席より、議長との発言あり) なんですか。 (自席より、あなたに対して、福島議長への懲罰請求書を出してもらいます。との発言あり) 文書ですか。 (自席より、文書。こんな妨害されたらかなわん。見てみ、半分しか質問できてない。との発言あり) 一旦休憩します。(文書のコピー・配布) 正会に復します。 田島毅三夫君から動議の発言がありましたので、自席で簡潔にどういう内容か、説明をしてください。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) (自席より) これ読み上げてかまいませんか。
議長	(福島 登 議長) 自席で簡潔に説明をしてください。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) (自席より) 福島議長への懲罰請求書。令和7年3月12日、田島毅三夫。 請求の趣旨、理由。本日の議会で私の一般質問を途中で止めら

議長	れたことに対して、うちの議長に対して懲罰動議を提出します。以上です。 (福島 登 議長) はい、分かりました。 ただいま田島毅三夫君から、福島議長に対して懲罰の請求がありました。この動議については、議会会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者が必要となります。 賛成する人の挙手を求めます。挙手0です。 ただいまの田島毅三夫君からの動議については、議会会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成がありませんでしたので、動議は成立いたしませんでした。 正会に復します。 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。 これにて本日の会議を閉じます。 これで、令和7年第1回東洋町議会定例会を閉会します。 これにて議会放送を終了いたします。 どうもお疲れさまでした。(閉会時間：17時40分)
----	---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 7 年 5 月 22 日

議 長 福島 登

署名議員 安田 良仁

署名議員 高島 俊彦